

## 03

## 智場

&lt;特別座談会&gt;

## CAN構築への新たな期待

コミュニティの協働モデルを目指して

## 【目次】

	く・も・ん・通・信	01
<特別座談会> CAN構築への新たな期待	丸田 一、公文俊平、石井俊成、西山 裕	02
<連載レポート> インターネットとお金	土屋大洋	14
	<GLOCOM Reviewダイジェスト>	
	『個人情報保護とプライバシー保護』青柳武彦著	豊福晋平 21
<DOTフォース活動報告> 国際標準化とデジタルデバイド問題	会津 泉、アダム・ピーク	22
<IECP / 研究会レポート> Peer-to-Peerをめぐる話題	小林寛三	32
<レポート> 早稲田大学講演会参加者名簿事件を考える	青柳武彦	34
	<GLOCOMコロキウムレポート>	
	Product Accessibility for Disabled People	花井靖之 40
	<連載エッセイ 1> ワシントンD.C.の食事情	土屋大洋 41
<i-civil・IECP / 読書会レポート> 『テロリズム』ジョージ・ギルダー著	小林寛三	42
	<連載エッセイ 2>	
途上国のデジタル・デバイド解消に向けた日本のイニシアチブ	土屋大洋	46
	インフォメーション	47



かつてカール・マルクスは、『共産党宣言』(1848)のなかで、「ブルジョア階級は、かれらの百年にもみたくない階級支配のうちに、過去のすべての世代を合計したよりも大量の、また大規模な生産諸力を作り出した。自然力の征服、機械装置、工業や農業への化学の応用、汽船航海、鉄道、電信、全大陸の耕地化、河川の運河化、地から湧いたように出現した全人口——これほどの生産諸力が社会的労働のふところのなかにまどろんでいたとは、以前のどの世紀が予感しただろうか?」と述べて、ブルジョア階級が歴史において演じた「きわめて革命的な役割」を賞賛しました。しかし同時に、『資本論』第一巻の有名な第二十四章「いわゆる本源的蓄積」の第六節「産業資本家の創世記」は、「資本は、頭から爪尖まで、あらゆる毛孔から血と汚物とを滴らしつつこの世に生まれるのである」という言葉で結ばれています。

私はこれまで、来るべき情報社会における“智民(ネティズン)”たち——“智民階級”というつもりはありませんが——が演ずるとされる革命的な役割について、もっぱら考え、語ってきました。彼らは、過去の半世紀そこそこの台頭過程のなかで、「過去のすべての世代を合計したよりも大量の、また大規模な」、コンピューティングやネットワーキングの諸力を作り出したのです。

初期の智民(ネティズン)たちについては、「ネティズンの目は澄んでいる」とか「ネティズンに悪人はいない」といったたぐいの、彼らを理想化しようとする言い方がしばしばみられたものです。しかし、最近のインターネット上でのウィルスや犯罪の跳梁、あるいは人種差別的、個人攻撃的な言論の横行、あるいは“サイバーウォー”とも呼ばれるようになった国家間やグループ間のサイバースペースでの熾烈な戦いなどを見る限り、将来の歴史家が書くことになるはずの、智民、あるいは「情報智業家の創世記」もまた、「智本は、頭から爪尖まで、あらゆる毛孔から血と汚物とを滴らしつつこの世に生まれるのである」という言葉で結ばれざるをえないのかと思わざるをえません。たとえば、先日、元アスキーの西和彦さんが立ち上げようとした“1チャンネル”に加えられた、一見するだけでたちまち吐き気をもよおすような悪辣、低劣な個人攻撃の数々、あるいは、先月号の雑誌『諸君!』で報道された、中国の“愛国主義者”と自称する人々による日本人やフィリピン人に対する無礼極まる悪口雑言の数々、などを見るにつけても、そうした思いが抑えがたくなります。

もちろんそうはいつでも、私はそれゆえに情報化に向かう歴史の流れを全否定するつもりはありません。しかし、マルクスが見て取ったような、大きな社会変化に不可避免的に伴う“原罪”については、肝に銘じていなくてはならないと思います。

「共有地の悲劇」や「救命艇上に生きる」、「荒野の経済学」など、読む人の肺腑をつくような論文の筆者であるアメリカの生物学者ガレット・ハーディンは、「われわれは誰も泥棒の末裔」だと言いつつ切っています。私たちの祖先は、他人の財産を収奪することで、自分たちの財産を築き上げてきたのだというわけです。同じような意味で、未来の情報社会に生きる子孫の祖先にあたる私たちも、他人の知識や情報を奪い、他人の情報権を踏みにじることで、自分や自分の属するグループの立場や影響力を強めようとしている一面があることは否定できません。しかし同時に、私たちはさまざまな理想をかかげ、その実現をめざして他の人々との交流や共働に努めてもいます。多分私たちは、ダブル・スタンダードの道徳律に従って生きているのです。その限りで、私たちのかかげる理想は、あるいは理想の追求過程で生み出される進歩は——恒久の平和であれ、万人の幸福や平等であれ——かりに実現可能だとしても、局所的で一時的なものにとどまらざるをえないでしょう。きっとそれが、私たちの“業”というものなのです。

公文俊平

# CAN 構築への新たな期待

コミュニティの協働モデルを目指して

丸田 一 ((株)三和総合研究所 研究開発第1部 主任研究員)

公文俊平 (GLOCOM 所長)

石井俊成 (CAN フォーラム運営委員長 / GLOCOM 客員研究員)

【司会】

西山 裕 (GLOCOM 主幹研究員)

西山 現在、地域情報化がさまざまに論じられていますが、われわれGLOCOMは早くから地域(コミュニティ・エリア)に目を向け、コミュニティ・エリア・ネットワーク(CAN)構築の重要性を訴えてきました。その具体的な活動として、いままで大きく三つの方向性、活動の形態があったと思います。

一つ目は、各地で地域情報化を推進しようとする人々の横の連携をつくる目的で公文所長が提唱し、1997年に設立されたCANフォーラム。現在、石井さんが運営委員長として新しい動きを模索されている活動があります。二つ目は、GLOCOMが自治体や国の事業を受け、地域と協働するプロジェクトを推進する活動。これには『品川区地域活性化・情報プラットフォーム』構築事業などがあります。丸田さんは、こうした国や自治体の事業分野について専門であり、同時にコミュニティ形成に関する研究も併せて進められています。三つ目は、あまり目立たないかもしれませんが、公文所長や西山が、地域の求めに応じて現地に行って講演をさせていただき、また、情報化プランの作成や実行のプロセスを直接お手伝いするといった活動があります。

それぞれの活動はたいへん有意義であり成果もあげていると思いますが、日本全体としては多くの困難に直面しているという感を拭えません。現時点が地域情報化にとってたいへん重要な時期にあることは明らかですが、この転換期に方向性を見だし、それを共有することの困難さを感じています。そうしたなかで、なかなか具体的な取り組みを将来に向かって有効にデザインできないでいる現在の状況は危機的とも言えます。

一方、先日GLOCOMで行われたジョージ・ギル

ダー著『テレコズム』の読書会(本誌p.42参照)では、あらためてネットワークのコモディティ化が議論されました。これからのネットワークは、従来の電話的発想の延長で描くWANではなくて、無限の帯域を持ったLANになる。しかも急速な技術革新によって、たいへん安い費用でそれが可能になり従来型のビジネスモデルは成立しなくなるのではないかと、というものです。それがために、地域の情報インフラを整備する主体は、現在の通信事業者から自治体へ、そして市民へと変化せざるを得ないのではないかと問題提起がなされました。インフラ構築費用の低価格化は、いよいよ市民自らがCANを構築する可能性を開くことになるでしょうし、そうしなければ民間の通信事業者が手を出さなくなってしまう。あるいは従来型の公共事業の形でつくられたプラットフォームが、人々の自由なアイデアや自発的な動きを封じてしまう状況すら考えられます。そうしたなかで、加藤敏春さんが提唱しているエコマネーのような地域通貨なども、こうした新しい局面を迎え、積極的な機能を開発することで、地域情報化にとって大きな意味を持つてくるのではないのでしょうか。

私は、こうした流れを現実化していくためには、分権化というものが本当の意味で実現されなければならないと考えています。これまでの「建前」論や、中央の機能不全を地域社会に押しつけるような方向から、地域に暮らす人々の誰にでも明らかな、個人が参画できる制度としてつくられ、地域に定着することが必要でしょう。

読書会では、これから人々は自分自身のために時間を使う楽しみに向かうことになるのだろうけれど、具体的にそれが何なのか見えていない。プ

## [ プロフィール ]

丸田 一(まるた・はじめ)

(株)三和総合研究所主任研究員。1983年早稲田大学理工学部建築学科卒。大成建設(株)を経て、1992年より(株)三和総合研究所。専門は、地域政策論、都市政策論、国土政策論、地域情報化。関心領域は、情報文明論。著書に『「知の創造」の進化システム - 原型としてのインターネット空間 - 』(東洋経済新報社、2001年)、『日本の水文化』(ミネルヴァ書房、2001年)など。

公文俊平(くもん・しゅんぺい)

国際大学教授、GLOCOM所長。1935年生まれ。東京大学経済学部卒。1968年米国インディアナ大学経済学部大学院にてPh.D.取得。東京大学教養学部助教授、教授を経て、現職。1990年より電通総研客員研究員、1996年より財団法人ハイパーネットワーク研究所理事長も務める。近著は『文明の進化と情報化』(NTT出版)。

石井俊成(いしい・としなり)

国際大学GLOCOM客員研究員、同CANフォーラム運営委員長・事務局長。米国バンダービルト大学VIPPS(Vanderbilt Institute for Public Policy Study)客員主任研究員。通信・ネットワークテクノロジーおよび国際経営コンサルタント。米国テネシー州知事の通商・投資アドバイザー、外資系通信機器メーカーの役員を経て現職。日本、カナダ、米国、オーストラリア、シンガポールにて講演、ベンチャー育成に積極的に活動。

西山 裕(にしやま・ひろし)

国際大学GLOCOM主幹研究員。平凡社こども世界百科編集部(株)JPU開発事業部を経て、1992年(有)イメージウエア設立。1997年GLOCOM研究事業部長、2001年より現職。1999年「品川区地域活性化・情報プラットフォーム」構築事業プロジェクトリーダー。

ロードバンドの上のキラーアプリケーションが見えない、ブロードバンドがある暮らしとはどんなものなのか、という話がありました。私は、ネットワークの側からとってはおかしいかもしれませんが、そうした方向性で想像しても、なかなか答えは出てこないのではないかと考えています。おそらく、先ほど申し上げました「分権化」というものを、「暮らし」の現場で、つまり地域社会で、小さな一つひとつのことから具体的に考えるというプロセスを踏むなかで、たぶん見えてくるものがあるのではないのでしょうか。それは同時に、今後の人々の価値観や行動を決定する規範のようなものの変化をたどるプロセスでもあると思います。そうしたもろもろの意味で、地域情報化に携わる者、もっと言えば、新しい社会システムの構築に携わる者はすべて、新しい発想の「現場主義」に立たなければならないのではないかと考えています。

それでは、公文先生から、現時点の状況をどのように認識しているか、まず口火をきっていただきたいと思います。

ブロードバンドをめぐる行政の動き

公文 現時点でのアメリカと日本の状況について、それぞれ見ていることをお話ししますと、アメ

リカの方は、一部では今回の不況が底を打ったとは言っているけれど、まだしっかりした設備投資の立ち直りがあるとは言えない。それどころか、通信の方は依然として不況が続いていて、グローバル・クロッシングがこの間、破産法の第11章による保護申請(日本流にいうと会社更生法の適用にあたる)を出したばかりです。これは通信関係としては史上最大です。これまでの破産の中でも第4位という規模です。それに続いてマクロードも同じ申請を出しました。その他にも危ないと言われているのが、レベル3とかウィリアムスです。ワールドコムも株価が暴落しました。ということで、通信の世界では一向に出口が見えてこない。それがコンピュータ産業にも及んで、さっぱり売れない。

なぜこんなことになったのかということで、二つ議論が出ています。一つは、結果としてアメリカは遅れてしまった、これまでは世界のトップを走っていると見ていたけれど、周りを見てみると、ブロードバンドでは、韓国やカナダに大差をつけられている。そして、日本が今年の「e-Japan戦略」でビジョンと長期目標を出して、激しく追い上げてきている。日本は、2001年がブロードバンド元年であったわけですから、さらに今年は無線LAN元年と言われているように、その両方ができている。アメリカ

かは、ブロードバンドだけではなくて、無線も非常に遅れている。これは周波数がないといった問題もあるのですが、これは困ったなということです。

もう一つは、遅れたことの原因探しというか犯人探しです。何といっても問題なのは、結局ラストマイルのところまで広帯域化が遅れているために、せっかく幹線の帯域を増やしてもたいして使われないし、ましてやいろいろなアプリケーションやコンテンツも売れないという状況です。というのも、電話会社がラストマイルのブロードバンド化をさぼっているからではないかという意見が出ています。しかし、電話会社に言わせれば、「おれたちの手足を縛っておいて投資しろと言ったってそれはだめだ、まずは規制を緩和してくれ。ネットワークのオープン化などといわないでくれ。いまずに長距離・データへの進出を認めてくれ」ということで、それに反対する長距離電話会社やケーブル会社と激しくやりあっているところです。

それはともかく、ブロードバンド化を本格的に推進しなければならないという点では、みんなの意見が一致してきているのですが、意見が分かれているのは、「ブロードバンドというのは何だ」ということです。どの程度のもをブロードバンドと呼ぶのかという定義問題です。これには当然裏があって、何百kbps程度でもブロードバンドということになると、「光を引かなくてもDSLとケーブルモデムで足りるね」という話になるし、もっと高速化しなければならないということになれば、光あるいは広帯域無線LANというところに話が進みますから、定義の問題であるように見えて、実は誰が主導権を握るかという争いでもあるわけです。

おそらく、あと何週間かのちに、ブッシュ政権もブロードバンド推進政策を発表することになると思うのですが、その中身はおそらく、一つは政府が研究開発にもっと本格的に投資をしなければならないということ、もう一つは、私たちのCANの議論と重なりますが、面的なブロードバンドの展開を、いわば全国的にやらなければならない、そのためにはマーケットでの競争は重要ではあるが、それだけに任せておいたのでは足りない、とくに農村

部とか人口過疎地では、地方政府がリーダーシップをとって推進していくべきである。そして連邦は、そのために資金的な支援をする、あるいはそこに企業が出てきてくれるのであれば、免税措置その他のいろいろな誘因を講ずるという意味で、政府が積極的な役割を發揮しながら、民間部門と協力してブロードバンドを展開していかないと、このままいくと日本にも追いつかれるかもしれないという危機意識が高まっています。

それに対して、日本の方は、不況はほとんど底なしという感じで、どこまで落ちるかわからない状況ですが、e-Japan戦略は、それなりに発動されて動いていますね。つまり、それぞれの地域がいっせいに情報化計画を立てましたし、IT推進の教育訓練プログラムも動き出しているし、そして何よりも、ブロードバンド化や無線LANに勢いがついていきます。この不景気の中で、どのようにしてその勢いが落ち込むことなしに続けていけるのか、とくに大都市だけではなくて全国的に、われわれが言うCANをこれからつくっていけるのか、というのが勝負どころだと思います。

ですから、そういう意味では、私はアメリカの例しか出しませんが、たとえば韓国もDSLやケーブルモデムのいわゆる「ヨルバンド」ではそこそぶちぎりの前進を見せたけれども、より本格的なブロードバンド化、光化となるとこれからの課題です。そういう意味では、世界的にブロードバンド化をめぐるある種の大競争が始まるところにいよいよ来たので、そこで私たちががんばらなければならない、それが現状だと見えています。

e-Japanで自治体は変わるか？

西山　大きい状況認識をいただきましたが、動き始めたとはいっても、日本の社会にそういう政策を入れていったときに、やはり従来の発想や行動様式にとらわれた形で動いている。きしみもあり政策の取り違いもあると感じています。ですから、一つひとつの政策が地域情報化を進めていって、本来の趣旨に則した形で動いているかという、それは疑問だという気がしています。そのあたりの

動きに関しては、国や地方自治体の現場も含めて、丸田さん、いかがでしょうか。

丸田 私は、シンクタンクの研究者という立場で地域情報化に携わってきました。情報化だけではなく、地域振興や地域開発にかかわる分野で横断的に調査研究を経験しましたが、どの分野も、まず社会経済指標をつぶさにみていくという作業から入ります。そこで常々面白いと思うのは、情報化の一番のアウトカム指標であるインターネット人口の増加が劇的であるということです。1年間に1,000万人も増えるという指標はほかにはありません。類似した指標として、電化製品の普及率などをあげることができますが、意味が少し違います。劇的なインターネット人口の増加に現れているように、情報化は他の政策分野とはまったく異なる性格を持っています。そこに惹かれて、私は地域情報化に入り込んだところがあります。しかし、これだけ変化が劇的なので、情報化政策はすべて後追いです。e-Japan構想も、わが国全体の旗振り役を果たしていますが、やはり遅れてしまっています。ただし、過去の政策もそのほとんどが後追いでした。たとえば、人口が集中した大都市の都市政策も、すべて現象に後追いで進められてきており、今回も同じことが繰り返されていると思います。ただし、今回は時間的なギャップが比較的少ない。ここにポイントがあります。

次に、私なりに解釈した地域情報化の現状を述べたいと思います。まず、地域での情報化を、大きく行政情報化と地域情報化とに分けて考えます。まず、行政情報化ですが、目下、e-Japan構想、e-Japan重点計画にのっとり、全国いっせいに都道府県が先導しながら県下の自治体を巻き込んで進められています。まずは、自治体のフロントオフィスの改革が狙いとなるわけですが、届け出、申請、入札の電子化が進められていて、それを支えるインフラとして住民基本台帳ネットワークや、ICカードなどが導入され、現在それらが実用化の段階に入りつつあります。そして、私たちが自治体のコンサルティングをしていて思うのは、こうしたフロ

ントオフィスの改革が、バックオフィスの改革につながっているということです。あまり表に現れないのですが、自治体内部の業務改革が確実に行われています。情報化はすべての部署を横断する性格を持つので、情報化計画を立てると同時に、庁内に分野横断的な作業が発生します。部局間に新しいコミュニケーションを生んだり、新しい事業や施策を生んだり、まだまだ成果は小さく失敗も多いのですが、硬直的な組織に対して破壊力があることは確かです。

西山 確かに自治体の立てる情報化計画の内容が変わってきました。千葉市のものなどを見ると、BPR( Business Process Reengineering )やCRM( Customer Relationship Management )をやるんだとか、顧客の意見や要望に耳を傾け、顧客満足度( Customer Satisfaction )を上げるんだ、などという記述があって、行政が確実に変わってきて、民間の常識を追いかけ始めていることを感じます。

丸田 もう一つの地域情報化ですが、現在、ヨルバンド化がマーケットベースで進んでいて、そこで地域格差、情報過疎地域の存在が明らかになってきました。それを補うべく、先進自治体はネットワークを自前で整備することが一種のブームになりつつあります。自設網は岡山が先行しましたが、1990年代の後半まで懐疑的な雰囲気がありました。つまり なぜ官が自前でネットワークを持たなければならないのかという疑問です。ところが、急激に進行したヨルバンド化に伴い地域格差が生まれたことで、やらなければ取り残されてしまうという危機感が生まれ、マーケットの足りない部分を官が補うという考え方が定着しつつあります。また、先進自治体の地道な努力と、技術的にもコスト的に実現しやすい環境が整ったことで、いっせいに実現に向けた検討が始まりました。現在では、半分近くの都道府県が自設網整備を検討しています。

地域情報化と行政情報化とを二つ並べあわせてみると、各地域でいろいろな取り組みが進められていますが、政策的にはまだ何も始まっておら

ず、これから本格化すると思っています。というのも、同じような立場にある取り組みの先進地域と遅れている地域とで、インターネット人口を比べても差が生まれていない。タイムラグもあるとは思いますが、政策の影響や効果がまだ現れていないんです。まだまだ打つ手はあるし、もっと効果的な政策を打たなければと感じています。

西山 いまの公文先生、丸田さんのお話をお聞きになって、石井さん、いかがでしょうか。

石井 21世紀の地域（コミュニティ）というのは、これまでの地域と大きく意味が変わってきているのではないのでしょうか。それに着目して、自治体はいろいろなイニシアチブを取ってやっていかなければならないと思いますね。

行政の方は比較的OA化に近いような電子化から進めているのですが、その発想はまだ古くて、電話や放送のような伝統的な意識で、「上からかぶせるんだ、何かをしてやるんだ」ということになっています。そうではなく、住民に何が必要なのか、地域コミュニティに何が必要なのかという考え方に立つところまでは、多くの自治体がいまだ至っていない気がします。そういう意味からすると、意識改革がまだできていないのではないかと思います。

地方自治体の財政状況を見ますと、現状で進められているようなインフラを持ったときに、それを維持していくことに非常に負担がかかるという面があります。それが維持できるかどうかということもあるので、そのあたり私は疑問を持っています。自治体がいよいよイニシアチブを取っていかないと、霞が関が何かするからついていくという感じで、住民や地域が置き去りにされているということが、地域の情報化に見られるのではないかと、CANフォーラムを通じて感じます。

公文 そこが面白いところです。一見矛盾するように見えるのですが、丸田さんが一方で強調したのは、インターネットの普及に代表されるように、携帯電話もそうかもしれませんが、民間あるいは

草の根レベルで非常に急激な変化が起こってきて、それは政策的に引っ張ったわけでもなんでもありません。むしろ、それを見て政策が追いかけていくという状況だという話でした。私は、もともとあらゆることで政策は後から追いかけていく方が正しいと思っています。つまり、国、地方自治体といった行政は、前衛になってはいけません。行政が後衛になって、しかし、問題点を後からきちんと整理しながらついていくという方がいい。矛盾しているように見えると言ったのは、一方で、そうでありながら、石井さんが言われたように、地域のCANというレベルで考えると、行政の情報化の動きが起こっていても、住民が後をついていくのかというところはあきません。いっこうに地域コミュニティは踊っていない。その意味では行政の笛の吹き方が足りない。その点は、アメリカも似ているところがあって、いまここへきて、「政府が長期ビジョンを出せ」とか「ナショナルポリシーが必要だ」、つまり、全国一律である考え方を示してくれ、しかも、道路をひくのと同じように、公共事業としてまず率先してやれ、というのは後追いではなく、前へ出るということです。しかし、これはおそらく、傾向として両方あるということで、これをどう結びつけていくか。分散的に始まっていたモバイルやインターネットの動きを、いわば面的に、それぞれの地域で自覚的に進めていくにはどうしたらいいかというところに、今度こそきたのではないのでしょうか。

CANフォーラムをつくったのは、3年早すぎた（笑）。これから再出発ということで、どうでしょうか。

コミュニティは地域のセキュリティを担えるのか

西山 そこで地域のコミュニティという話になると思うのですが……。

丸田 地域にとってコミュニティは大切です。地域のコミュニティにはさまざまな機能が託されているという認識が私の中にあります。ところで、コミュニティという言葉は便利な言葉です。私はコミュニティを、「知」を共有する、コミュニティ内のメンバーで共に創っていく、あるいは共有した知を継

承していく集団と定義しています。かつての地域社会は、暗黙知を共有できていたと思います。そういう意味では、きちんとしたコミュニティでした。いまは、地域社会に共有する暗黙知はないと思いますし、まして、知を共に創るといった動機などほとんどないでしょう。

しかし、無理に上からコミュニティをつくれと言われても成功しないと思います。とくに、いまの若い世代、団塊ジュニア世代が台頭する時代になると、そうした小うるさい、上からの、偽善的なコミュニティ形成の仕組みは排除されるような気がするのです。そこに気を遣っていく必要があると思います。

コーポラティブ・ハウスという取り組みがあります。これは、10年以上の歴史のある、理想のマンションをつくるためのオーダーメイドの手法です。マンションに住みたいと思っている4人なら4人が集まって、土地選びから始めて、専門家に自分たちの要望を調整してもらいながら専有空間を充実させると同時に、ユニークな共有空間を設けるというのが一般的です。しかし、このコミュニティはなかなか長続きしません。なぜなら、小うるさいからです。確かに、共有する財産を自分たちがつくって、実際そこに共同で住むのですから、そこにはコミュニティが形成されます。最初は良いのですが、人はそれぞれ別々の成長過程をたどりますから、たとえば子どものいる家庭といない家庭とでは、次第に別のコミュニティを持つようになって、結局、共有していたはずのコミュニティが崩壊して、使われない共有空間が残るといった不幸な事態になります。そういう事例を見るにつけ、地域社会には、脱退自由で柔軟な仕組みを持った新しいタイプのコミュニティづくりを取り込むことで、崩壊しつつある地域コミュニティを再生する試みが求められていると感じます。そのためのツールとして情報化は、非常に有効だという気がしています。

西山 おそらくは、リアルコミュニティからの、地域に根を張ったものがないと良い形で育っていかないのではないのでしょうか。さきほどのコーポラティブ・ハウスの例もそうですが、4人なり10世帯なりで

つくった。そこまでは一生懸命つくったけれど、その周りの地域社会と自分たちのコーポラティブ・ハウスをつくるそのプロセスを共有したり、交流したりするところまでいくのはなかなか困難です。つまり、自分たちの建てたものが、地域の面のところに根づくことができるかどうかということが難しいのかなという気がします。

コーポラティブ・ハウスは、私がいまかかわっている多摩ニュータウンでもやっているのですが、そこは地域の人たちが協力してつくっていきこうしています。同じような世代が集中したニュータウンの弊害を噛みしめて、多世代が生活し交流するものにしようとしています。これはある種の新しい長屋ですね。そういうものをつくって、この地域をもっと良い形の、どの世代にとっても住み良い地域にしていきたいという動きです。実際に住む人たちと周辺の地域の人々、地域の設計事務所や工務店も一緒になってつくっていきこうしています。これは、いままでのコーポラティブ・ハウスとは違う形になりつつあるという気がしています。そういう動きや考え方が、地域に大きくひろがりつつあるのは確かだという気がします。

公文 かつての農村共同体というものは、近隣で共同作業をしながら、日常生活のさまざまな面で助け合って暮らしていくということでもまとまっていたわけです。産業社会になると、当然のことながらそれが崩れていって、その典型が都市郊外のベッドタウンです。通勤している亭主族はそこに帰って寝るだけ、近所付き合いは非常に少ないし、その必要もない。必要があればむしろ、職場やネットワーク上で、地域とは関係のない、好きな人たちとのコミュニティをつくるということが出来るわけです。しかし、そうばかり言っていられないのがセキュリティの問題で、盗難が多くなるとか、うちにホームLANをつくったらたちまちにクラッカーにやられてしまうとか、そういう種類のことで、近くにいる人が一緒になって守らなければ危なくてしかたがない。いや、そういうところまでは、まだきていないのかな。

ひところあったのが、病院が高齢者のある種のコミュニティ、つまり病院に来ておしゃべりをして帰って行く場所になっていたということです。これも、医療費の負担率が上がっていくと大変難しくなりますね。もっと若い人でも、3割から4割の負担率になったら、おちおち病院になんて行ってられないという話になって、健康は別の守り方をしなければならぬというニーズが必ず出てくるでしょう。また、失業率が、いまは5%台ですが、これが10%を超すと、おそらく犯罪率が数倍に伸びて、非常に危険な都市になるでしょう。農村と言っていいかどうか分かりませんが、私がときどき行く鶴岡でも、地元の暴力団員が手引きをして、強盗に入られて主婦が殺されたという事件がありました。こうなってくると、自衛のための助け合いが必要になります。他方、中高年の人は、体力はあるし元気だし、何か面白いことをやれないかという気持ちもありますから、シニアネットのようなものは意外と各地で盛んですね。ですから、そういうインセンティブもありますね。そのへんはどのように見たいのでしょうか。

石井 私が生きている世田谷では、一昨年の暮れに悲惨な事件があったのですが、あの事件のあと、近所付き合いとか地域の関係をもう少し見直してはという話がありました。公文先生がおっしゃられたように、産業化によってこれまでどんどん都市部に集中していった団塊の世代の人たちや、さらに高齢者が、定年退職や最近の停滞した経済状況から早期退職で地域に戻ってきているのですが、地域社会が昔の農耕社会のように、共同作業を一緒にやるとか、お祭りを一緒にするとかいうことがないので、どこを糸口にしてコミュニティに溶け込んでいったらいいのかという迷いや不安があります。その糸口を求めようとしているけれども見つからないということが、いまの社会の問題であるような気がします。老齢化のことで、家族のことを相談したい、たとえば、外出するときに頼んでいきたいということは、昔はありましたが、もう長いことなくなってしまうました。もう一度地域に戻ってきたときに、どうしたらいいのかというき

かけ、難しいのではないかという気がします。そのへんはいかがでしょうか。

新たなコミュニティづくりに自由人のパワーを

西山 いま新しいコミュニティ形成のきっかけという話がありました。私も見ていて二つあると思います。一つは、自分たちの暮らしの場が非常に貧しい状況だという自覚が生まれ、そのことに向き合い始めたということ。たとえば、近所に住んでいてもお互い挨拶もしないし、子育てを始めたとしても不自由、子どもを保育園に預けようとしても待機児童の山でどうしようもない、団地では高齢者の孤独死が絶えない、ということが現実起こっています。最近、活性化しつつあるということで注目されている多摩ニュータウンと早稲田商店街の両方に共通するきっかけは、阪神・淡路大震災だったと聞きました。あの災害を目の前にしたとき、「これが自分たちの地域に起こったらいったいどうなるんだろう 助け合うという基盤がない。おそらく役所に頼ることもできないという状況になる。これは、自分たちの地域に何かしらのつながりをつくっておかないと大変なことになる」ということが両方のきっかけだったわけです。そうして自分たちの地域を見つめたときに、たいへん貧しい地域社会、コミュニティとしての貧しさがあったと思います。

もう一つは、地域に楽しみを追求し始めた人たちがいるということですね。これは女性に始まって高齢者へ、そして普通の会社員などに広がってきていると思います。

石井 先日、春日井市に行ったら、まさに公文先生がおっしゃったように、NPOの中高年の人たちがものすごいエネルギーで、明るいんです。そこは総務省のIT講習を請け負っているNPOのグループで、その面々はいわゆる講師になっているので、共通の話題があるわけです。私がCANで訪ねたなかで、いちばん元気のいい人たちでした。私が準備していった話は全然役に立たなくて、車座になって話をするという活発な雰囲気です。問題意識を持ったりして、コミュニティの中に入る

きっかけができると、勢いがついてくるのではないのでしょうか。

春日井市で中高年の方々とそういう話をしたとき、なるほどと思ってテーマとして持ち出したのは、定年退職などで企業の終身雇用から解放された人たちというのは、“自由人”なのだということでした。「退職者でも、高齢者でもない。男性でも女性でもない。まさに自由人なのだから、何の拘束もなくいろいろな形で地域貢献とか結びつきができる。そこから何か新しいことが生まれるのではないか」という話をしました。そうすると、みんな枠が外れて、「私はニューヨークでマラソンを走ったことがあるとか」「これは健康にいいんだ」とか言って、自分の趣味から健康の話、さらに広い話題に入っていくというところがあります。いままで、失業率10%ということは考えたことがありませんでしたが、そういうことから考えると、このような要素はますますコミュニティに対するインパクト、社会での価値は大きいと思います。春日井市はエネルギーがあって、逆にエネルギーをもらって帰ってきました。

丸田　そうですね。まずは軽いきっかけでオンライン上のコミュニケーションが始まる、そういうところでコミュニティ形成に情報化がうまく使えると思います。まだ頭の中で整理されていないのですが、究極には小うるさくない形で、オンライン上にコミュニティ形成を支援するユーティリティがあるといいと思っています。実際には早く頭のいいどなたかがつくってくれないかと(笑) と思っていますが。

西山　それはたぶん、P2Pの技術を利用したコミュニティウェアとして登場してくるのでしょうか。いま石井さんの言われた自由人の発想と行動が徐々につながってくるというときに、一つ一つのテーマや問題に対して、大きな影響力を持って出てくるのが自治体です。さきほど公文先生がおっしゃったように、コミュニティ形成に関しては、本当にいい意味での後追いをしてくれればいいのですが。つまり、自由人の発想や行動を後追いするよ

うな行政ですね。私は、それが大きな分権化の流れになってくるのではないかと思います。

iCC 地域にリアルな「たまり場」をつくる

石井　いまのお話を大変興味深くうかがったのですが、コミュニティのreadiness、つまり準備しておく、いままでの自治体のITサークルの中で話を聞いていても、どちらかという官あきで、いろいろ準備されているところがあっても、いまここで話されているような、コミュニティが活性化しないと大変なことになる、逆にこのような現象が地域に大きく貢献できるのだという認識をしていないように思います。この辺をよく理解してもらわないと、本当の意味での価値ある活動は出てこないのではないかと感じました。自治体のreadiness、コミュニティのreadiness、公文先生が、これからまさにそういう時代になるというのは、そういう意味なのかなと理解を新たにいたしました。

公文　そういうときに、何かきっかけになったり手助けになったりするような、組織とか施設というものがあるといいのではないかと思います。昔ながらの公民館で、ただ何も無い部屋があるだけというよりは、iCC(インターネット・コミュニティ・センター)というように、そこに行くとネットワークが自由に、あるいは安い値段で使えるし、いろいろ相談にのってくれる人もいたりとか、CSR(コミュニティ・サービス・プロバイダ)のような企業がそこに店を構えていて、そこから有料のサービスを買ってもいい。そういった施設を通じて結びつきができていくようなことがあって、自治体が施設をつくったり、NPOやボランティアが拠点をつくったりというようなことが、うまくシナジーをつくっていければという、それが一つの期待です。

石井　物理的に人間が顔を合わせると対面の接点は、とても嬉しいというか、感情がすぐに伝わってくるという、最高のコミュニケーションの手段だと思います。そのためにも、そういう場がないと、プラグを差し込めば100メガつながるかという意

味ではなくて、そういうところに行くことによって人と対面して対話ができたりする。また、場所という物理的なものが大事ですね。

公文 「たまり場」ですね。

石井 そうです。さきほどの自治体の話をしても、県のレベルで話をしていると、市町村の役所の窓口には高齢者がいて、パソコンは何人かに1台で、いじれる人がいないなどの話ばかりされている。市町村のようなどころは、具体的な場というか建物や空間があるわけですから、それらを利用してたまり場的にやってくれればいい。必ずそれが青少年の犯罪の軽減につながるかどうかは別として、たとえばコンビニに行けば中学生や高校生がたむろしているわけですから、人にはたまり場が必要です。昔は、そういう空間があったのですが、いまはそういう場所がないので、やはり物理的な場というのが一つの基点なるということで、大切なことだと思います。

公文 いま考えてみたら、大学や高校は明らかにそうですね。自治会の部屋に行ったり、サークルの部屋に行って時間をつぶすのが、いちばん楽しいわけです。これが、いちいち申し込んで1時間か2時間だけ借りるような部屋では全然魅力がないでしょう。ですから、同好会でも何でもいいので、ある部屋を専属にして、比較的安くたまり場として提供するということがあると根拠地になりますね。

石井 学生時代を振り返ったときに、サークルの部屋に行ったり、授業がなくても学生ホールに行ったりして、要するに何となく座っていると、雰囲気がありました。とても充実しているものですから、授業には出なくても、そこには行くということがありましたね。公文先生を前にしてこういうことを言うのはなんですが。(笑)

公文 いえいえ。私も学生時代は授業にはめったに出ませんでしたから。(笑)

石井 そういうことになってくると、比較的イニシアチブ、動機をつけやすい。形をつくるのではなく、「たまり」をどこかで実現するということは、一つ実験的にも意味のあることなのではないかと思います。

丸田 学生のクラブ活動を対象にコミュニティを研究してみると、面白いかもしれませんね。私は、おおげさに言えば、知を共有するとか、守るとか、意識はしないけれど、人が集まるにははつきりした動機があるはずだと思います。クラブ活動で言えば、そのクラブが持っているカルチャーや伝統を守るということに結びつくのではないかと考えています。また、さきほどの話ですと、危機を共有するとか、楽しみを共有するというのは、コミュニティを成立させる動機として非常にわかりやすいと思います。

マンションが拓くCANの可能性

公文 そのうえであらためてうかがいたいのですが、これまで情報社会というと、産業社会の次に来る社会なので、産業社会が経済成長を成し遂げた結果、人々はそれなりに豊かになって、時間もあれば、知識もあり、好奇心も旺盛で、相対的に健康で、何か面白いことをやろうという意味で集まって、たまり場に行くと、コミュニケーションとコラボレーションをするんだというイメージがありました。私はそれはまったく間違っていたとは思いませんが、ただ最近の日本を考えると、そうばかり言っていられないというか、幸か不幸か、事態はもっと深刻で、さきほど失業率が10%を超えたらどうなるかと言いましたが、つまり、仕事のない人がたくさん出てきかねなくなっている。それから資産というか、自分のお金をどうするのか。ペイオフは1,000万円だから、家族一人につき1,000万円ずつあればいいと思うかもしれませんが、その1,000万円だって確実に保障されているとは限りませんね。もっとひどいことになったら、われわれは昔、新円への切り替えという事態、つまり預金封鎖を経験していますが、これはペイオフなんていう生易しいものではありませんでした。月500円しか引き出せ

ないというぐいの話です。そういう可能性もないとも限らない。そうすると、1,000万円あれば当分は大丈夫と言っているわけには必ずしもいかないですね。お互いに、それこそ、仕事はないかとか、銀行や円がだめになってもこれだけは安心して残せる資産はないかとか考え始めている。まさかみんなが金塊を買うわけにもいきませんし、買っている人も多いらしいですが…。ですから、そういうそれなりの職を与え、それなりの資産を預かって管理する、それから何か面白い経験も提供できるような、私設銀行であり、私設職業安定所や生活相談所でもあるような組織をつくる可能性、うまくいくとそれ自体が別の形のビジネスの単位にさえなるかもしれない可能性を考えておかないと。いや、考えなくても、そういうものが案外現実に出てくるかもしれません。

石井 いま銀行の状況を見てみると、まさに破綻しているのですが、これまでの日本の経済活動の特徴は、集団就職にも見られるように、何でも東京に集まるということでした。私も会社を4月に離れて元の同僚といろいろとやっているときに、起業しようと思っても、固定費があるとできない。毎月10万円の家賃を払って年間120万円ですから、それが大きいわけです。そのときに何ができるかというと、私の友人は、若いのですが、実家に帰りました。東京にいと家賃がかかれます。地方にいても生活が成り立つというような経済的な環境を、もっとプロモーションすることが必要です。いい学校に行って、いい会社に就職するという東京へ東京へという発想が何かのきっかけで切り替えられていって、地方に戻って、分散できるような認識が出てくると、もう少し余裕も出てくる。多様化が出てきたときに、知の多角化とか柔軟性を持つことよっての跳躍が生まれるのではないのでしょうか。いまは、すでに形ができあがっているから多様化ができないわけです。そういう意味で、柔軟な考え方で分散化ができれば、非常に違ってくるのではないのでしょうか。東京にいるためにこうしなければならないということが、たくさんありますね。若い人た

ちにとっても楽しみがあまりなくて、どうせやってもあの程度なんだと思ってしまいます。それよりは、以前のように自分の地元で生活が成り立っていくということに、満ち足りたものを求められれば、もう少し余裕ができ、力も出せるのではないのでしょうか。

西山 さきほど公文先生がおっしゃっていた、地域における投資と雇用ということですが、これが核になることはまず間違いのないと思います。私がお手伝いしている多摩ニュータウン地域は団地が多いのですが、ペイオフの話が出てきたときに、その地域の団地に住んでいる人たちは、自分たちが共有する資産を持っていることに気がついたのです。団地の管理組合には積立金があるわけですが、100戸、200戸という単位で、10年も積み立てていると億単位のお金になります。そうすると、その1億円、2億円をどうするかということがあります。これを投資して、うまくペイオフを逃れようという話が団地の中から始まりました。それだけではなくて、地域に雇用を発生するような、自分たちの暮らしや楽しみを、さきほどのiCCやCSPではありませんが、支えるようなサービスを自分たちでつくって、そこに雇用をつくって、こうという発想まで生まれてきています。団地には定年になったりして否応なく地域社会に戻ってくる人も必ずいる。そういう人たちが、生き甲斐を持って仕事をしながら暮らしていくところでは、雇用問題をやらなければならぬ。それに対する投資を地域内でやって循環させなければならぬ、ということを考えています。

たとえば、いま一つの棟で1億円あるとすると、20棟あれば、20億円くらい集まってしまうわけです。もう少し広く見渡すと、この地域には20億円どころではない、もっと貯まっている。これをうまく、ペイオフにかからないように、安全を確保しながらシェアして、なおかつ自分たちの暮らしを支えるようなサービスを興していくというビジョンが見えてきます。地域のNPOが中心となり、無理のない程度に投資して、新しい雇用をつくって、こうということを実践しようとして取り組み始めている。ここでも智

恵を出してくるのが、その地域に住んでいる方々です。投資銀行やファイナンスの専門家など、多様な人材が地域にはいるわけです。

丸田 私もまったく同じようなことを経験しています。マンションにはチャンスがあります。とにかく財産を共有する強いコミュニティなんです。そういうコミュニティは、現在の日本では分譲マンション以外に見当たりません。ですから、たとえばそのコミュニティが危機に直面すると、そのコミュニティの中でアイデアが絞り出されて危機を乗り越えるという、いい循環につながります。管理費の運用が良い例ですが、場合によってはコミュニティ内部に経済が生まれて、小さいながらも半ば完結した一つの経済システムができるようになります。それは地域にも広く応用できると思っています。

話は変わりますが、さきほど言われた情報社会における新しいガバナンスのモデルは何かというと地方分権です。地方分権は中央集権体制の反省から生まれたものですが、中央集権体制の弊害が最も出ているのは、地域の個性を奪ったことだと思います。自立していた地域を腰抜けにしてしまった罪は重いと思います。何より、その個性を復権させなければいけません。個性化です。全国どの駅に行っても、駅前の景色は見分けがつかないほど似ていますし、どの川をさかのぼっても、川の表情は同じです。全国どの地域の景色も本当によく似ています。それをどのように変えていくかというと、小さいことから始めなければなりません。一言でいえば地域の中に生活する、と言ってよいと思います。たとえば、建設素材をその地域のものしか使わないことにして、外部から調達することを止めてしまう。それが、地域独特の景観を生み、地域内に産業を生み、新たな雇用を生むことにつながります。そういう形で地方分権を進めていく必要があると思っています。上からの分権推進と下からの主権獲得はワンセットだと思います。公文先生のおっしゃったこととは違うかもしれませんが、上から下までガバナンスの仕組みをつくり替える時期に来ているのではないのでしょうか。

公文 確かに、マンションというのは非常に大きな着眼点ですね。まず多額の資産を共同保有しているところになりますからね。そして、千人の人が住んでいるような団地で考えると、そのユニットが持っている資産量は、日本人の平均資産で考えると100億円を超えますね。そうすると、結構立派な会社を興したり、私設銀行をつくったり、ローカルな通貨も発行できるというポテンシャルは確かにありますね。そのような事業を興すための、いわば先駆けになるような人をつくる。そのための標準的なプラットフォームを誰かが準備する……。

丸田 そうです。気がつき始めていますが、まだどのマンションもやっていない。物理的にLANの敷設が始まってきましたので、チャンスだと思います。また面白いのは、マンションに入居する人たちの多くは、最初はコミュニティなど望んでいないことが多い。要するに干渉されたくないという人が多いのですが、実際一つの分譲マンションに入ってくる人は、所得階層が似ています。もっと言えば、マンションは、東京だと中心から20キロ圏が多いですね。そうすると、埼玉の人はなかなか神奈川に行かない、千葉の人はなかなか多摩に住まない。そのように自分のもとに住んでいた地域をひきずっていて、地域性も似ています。このように階層で言うと非常に近い人たちで、とてもまとまりやすく、意に反してコミュニティを体験してみると意外に面白いと感じる。結構似た人たちが住んでいて、物理的な財産を共有しているということは、すでにCANの基盤ができあがっていると考えられるわけです。

石井 集合住宅というのは、日本の住宅の3割くらいですか？ もっと多いのでしょうか。非常に高い数字です。私もLANの設備を売る仕事をしたときに、数字を見て驚いたことがありました。

丸田 おそらく大都市では、このようにマンションなどを舞台にしたCANの試みが必要です。一方で、地方、とくに過疎的な地域は、CANを進める

にしても別の手法が必要となります。そこでは自治体が牽引することが必要でしょう。そこでの自治体は、東京の自治体とは意味が違って、地域最大の企業です。権威もあって、とにかく地域の中心的な存在ですね。そこが変われば、地域も変わるという存在でもあるわけですから、とにかく自治体が自覚して、地域のために行動を起こすということがまずは必要です。

#### 問われる地域のイニシアチブと主体性

石井 たまたま、ある県庁に行くときに、新幹線の駅からタクシーに乗ったら、運転手に「東京から来たのか」と聞かれて「そうだ」と答えると、「また、この県のお金を東京に持っていくのですか」と言われました(笑)。住民になってみれば、本当にその気持ちはわかりますね。県に税金を納めていても、全然自分たちのところに実のなる形で戻ってこないわけですから。その言葉は非常に重みがあって、地域が元気になるには、そういう体制が崩れてこない、斜に構えてしまうのではないのでしょうか。いまの高知とか岡山という例がありますが、そういう県のことをいろいろな自治体を知るべきですね。私が地方の県に出入りして聞くのは、他に負けたくない、でも一番にはなりたくないということです。

主体性を持つということはとても重要なことで、今まで上につながっていたところから、まさに分散型の考え方で、それぞれが小さな主体を持って大きな力を生むという時代になっているというのは、間違いのないのではないでしょう。さきほど、地域金融と雇用の話がありました。まさに地域に帰ってきている人材が以前より豊富になったわけですから、それを活性化することによって地域の経済が活性化される可能性は十分に高まってきています。

いまの日本には、一つのきっかけ、突破口が必要だと思います。自信を失っているものだから、なかなかイニシアチブが発生しない、モメンタムが生まれないという悪循環になっているという気がします。

西山 自治体というのは、さきほど丸田さんと石井さんがおっしゃったように、横並び主義がありま

すから、他の地域でこういうことができた、うまく行っているようだ、ということになると、すぐに飛びついて見に行きます。ですから、さきほどの地域金融の話も含め、GLOCOMやCANフォーラムが地域とうまく連携・協働して、地域コミュニティにおける共治というモデルをつくる。あの地域ではやれているよ、ということが出てくれば、自治体は良い意味で真似できると思います。しかし、実際にはそこまでやった事例というのがまだ出ていません。私としては、早くそういうものを実際のモデルとして生み出していくことに、全力で取り掛からなければいけないと強く思っています。

公文 ビジネスモデルではなく、コミュニティモデルですね。これはぜひ推進していきましょう。来年度はGLOCOMとしては、こういう状況でもあらずし、地域情報化への関与を、研究や事業のいちばん大きなテーマとして取り組みたいと考えています。そのための人事配置も逐次進めているところです。そして、CANフォーラムと非常に緊密な関係をとって活動を進めていこうと思っています。なかでも重要視したいのが、さまざまな地域で進められている情報化の事例集やその分析集とでもいえるような知識ベースづくりを、情報化のコアとなって各地で活躍していらっしゃる方々の人的ネットワークと併せて進めていくことです。GLOCOMとしては、すでに産業技術の面での知識ベースづくりや人的ネットワークづくりに携わってきた実績を持っていますので、この経験を地域情報化にも生かしていきたいと思えます。

そこで、CANフォーラムのメンバーの方々にも、それぞれGLOCOMを一つのたまり場として集まってきたりいただけるように、そしてできればいろいろな活動をいっしょになって進めていくことができるようにしたいものです。また、この座談会の読者の方々をも含めて、もっともっと多くの方々、個人として、あるいは組織として、CANフォーラムのメンバーとして参加して下さるようになることを期待しています。

(2002年2月6日GLOCOMにて収録)

# インターネットとお金

土屋大洋

(GLOCOM主任研究員 / ジョージ・ワシントン大学サイバースペース政策研究所訪問研究員)

## 政治とお金

あるところで旧ソ連のグルジア人の研究者にあった。私にはグルジアの知識がほとんどなかったので、「グルジアといえば、ソ連の外相だったシュワルナゼ氏が大統領をしているんだよね。彼は立派な人だったと思うけど」と聞いてみた。ところが、「でもね、政治腐敗がすごいよ」という。彼女は私が日本人だとわかると並々ならぬ関心を示した。「どうして日本はあんなに汚職がたくさんあるのに、経済発展したのかしら」。

彼女は犯罪と汚職の研究をしており、祖国グルジアを経済発展させるには、政治腐敗を何とかしなくてはならないという強い信念を持っている。彼女がアメリカにやってきたのは、政治システム、民主主義の研究のためだが、次は日本に行ってその謎を解き明かしたいと考えているそうだ。

昨年未からアメリカでは、エネルギー会社のエンロン問題がメディアを騒がせるようになっている。エンロンは通信ネットワーク分野への参入にも意欲を見せていた。1999年の資料を見ると、エンロンは全米第18位の収益をあげる巨大企業で、その額は401億1,100万ドル(約5兆2千億円:1ドル=130円)にもものぼる(この数字にうそがあったかもしれないのだが)。

エンロン問題が巨大な政治スキャンダルとなるかどうかはよくわからない。ただ、それが法的に問題となるかどうかは別にして、何か「きな臭い」ことがあるのは確かだ。巨額の政治献金がブッシュ政権につぎ込まれ、元幹部が自殺し、他の役員は自社株を売り逃げして巨額の利益を得ており、監査会社のアーサー・アンダーセンが資料を勝手に破棄している。

しかし、企業が政権に政治献金すること自体は、手続きを踏んでいれば違法でも何でも無い。企業が政治献金をするのは何らかの便宜供与を期待してのことだから、エンロンが危機に陥った際ブッシュ政権の財務長官と商務長官に電話したことも当然といえるだろう。例えば、これまでも自動車産業や半導体産業は、時の政権を動かすことによって日本政府との交渉を開始させ、政府間交渉の結果がもたらした恩恵を享受してきた。エンロンの働きかけはブッシュ政権を動かすことはできなかったようだが、法が許す範囲であれば、何らかの対応が取られていたとしても不思議はない。

## 情報通信産業の規模

では、新興産業としての情報通信産業は、どのくらい政治にお金をつぎ込んでいるのだろうか。

この問題を考える前に、情報通信産業の規模を調べてみよう。アメリカ政府の統計上、これが情報通信産業だというものはないようだ。商務省の経済分析局(BEA)による統計区分では、電話、電信、ラジオ、テレビの四つを合わせてコミュニケーション産業と称している。コミュニケーション産業の規模を比較したのが図1である。アメリカ経済全体に占める割合は2.8%といまだ小さく、いわゆる一次産業(農業、林業、漁業、鉱業)の2.7%をわずかに上回るだけの規模しかない。これを時系列で見ると、市場規模の数字は順調に大きくなっているが、全体に占める割合はここ数十年でほとんど変化が見られない(図2)。伸び率としては放送産業(ラジオ・テレビ)の方が通信産業(電話・電信)より先高いが、それでも放送産業は通信産業の半分に満たない。

しかし、通信・放送産業だけでは実体としての

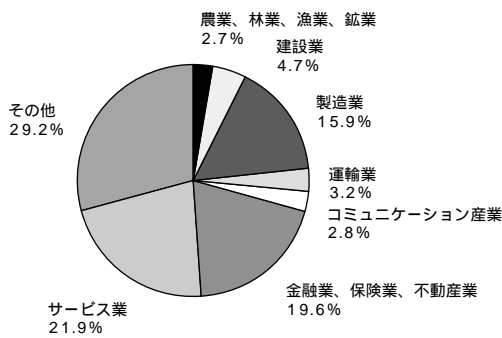


図1: アメリカのGDPに占める各産業の割合  
出所: 米商務省Bureau of Economic Analysisのデータを基に作成

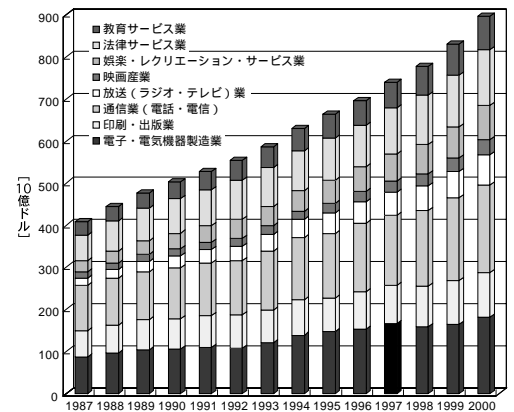


図3: アメリカの情報通信関連産業の規模  
出所: 米商務省Bureau of Economic Analysisのデータを基に作成

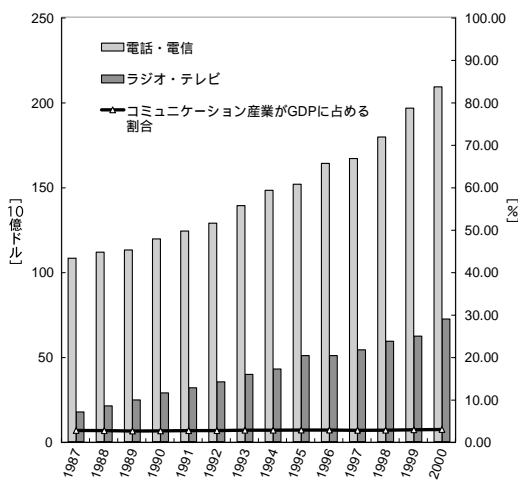


図2: アメリカのコミュニケーション産業の規模  
出所: 米商務省Bureau of Economic Analysisのデータを基に作成

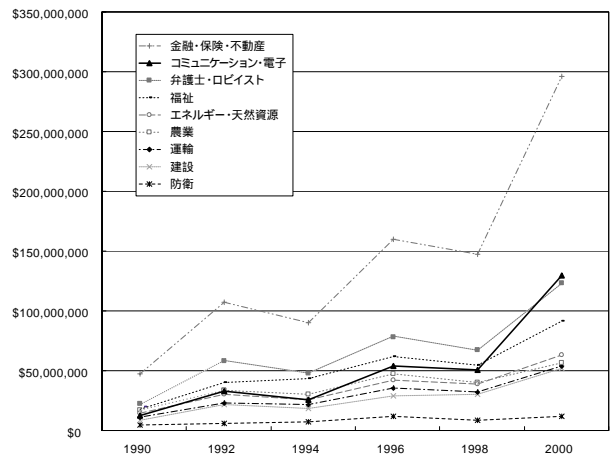


図4: アメリカの各産業の政治献金額の推移  
出所: Center for Responsive Politics<<http://www.opensecrets.org/>>のデータを基に作成

情報通信産業を反映しているとは言えないだろう。そこで、商務省経済分析局の統計区分の中から関係すると思われる六つの産業をデータに加えてみたい。つまり、電子・電気機器製造業、印刷・出版業、映画産業、娯楽・レクリエーション・サービス業、法律サービス業、教育サービス業である。ただし、電子・電気機器製造業には冷蔵庫やエアコンといった家電製品も含まれるなど、あくまでもおおざっぱな数字である(図3)。

先の通信・放送産業とこの六つの産業を合わせてみると、2000年の数字で8,956億ドルに達し、GDP全体の約9.1%になる。1987年では約8.6%で、漸増傾向にある。ここにはいわゆる電子商取引(統計区分で言うと卸売、小売)の一部などは含まれていないが、すでに情報通信産業は経済部門として存

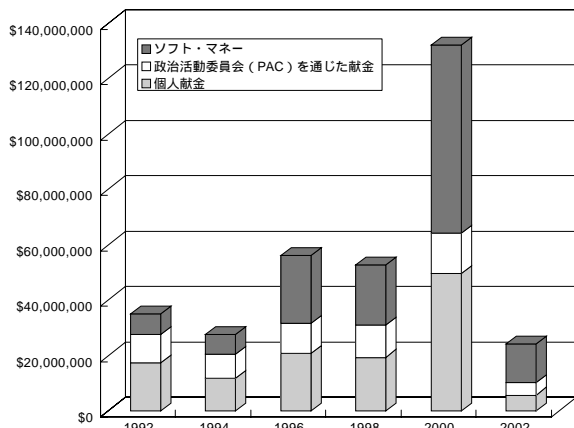
在感を増してきていると言えるだろう。

### 情報通信産業の政治献金

経済における情報通信産業の存在感が大きくなるにつれ、政治における情報通信産業の存在感も大きくなると考えることができるだろう。情報通信産業は、いったいどれぐらいの政治献金をしているのだろうか。

ワシントンD.C.に本拠を置くCenter for Responsive Politicsという非営利団体のウェブ・サイト<<http://www.opensecrets.org/>>には、政治とお金に関する情報がぎっしり詰まっている。

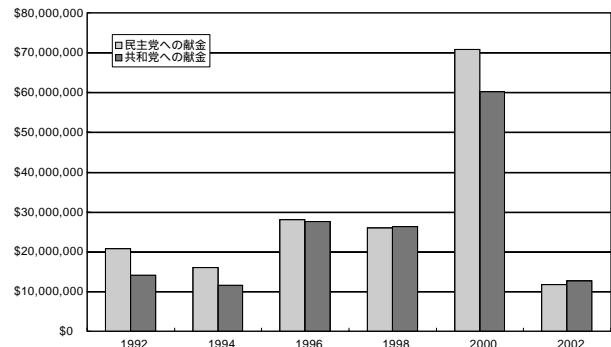
まず、各産業ごとにどれぐらいの政治献金が行われているかをグラフにしてみたのが図4である。これを見ると、大統領選挙の年(1992年、1996年、



各年は選挙の行われた年を指し、政治献金額はその前年と併せて2年間に  
行われた金額の合計。2002年のデータは2002年1月末までのもの。

図5: アメリカの通信・電子産業の政治献金額の推移

出所: Center for Responsive Politics<<http://www.opensecrets.org/>>のデータを基に作成



各年は選挙の行われた年を指し、政治献金額はその前年と併せて2年間に  
行われた金額の合計。2002年のデータは2002年1月末までのもの。

図6: アメリカの通信・電子産業の政治献金額の政党配分

出所: Center for Responsive Politics<<http://www.opensecrets.org/>>のデータを基に作成

2000年)には、中間選挙の年(1990年、1994年、1998年)より先政治献金が増える傾向にある。各産業の献金額は、通信・電子産業をのぞいてほぼ一定である。つまり、金融・保険・不動産業、弁護士・ロビイスト、福祉、農業、エネルギー・天然資源、運輸、建設、防衛の順になっている。中でも金融・保険・不動産業は、圧倒的に多額の政治献金を行っている。この九つの産業のうち、通信・電子産業をのぞいて順位の入れ換えが起ったのは2000年の農業とエネルギー・天然資源だけである。

最も変動しているのが通信・電子産業である。通信・電子産業は1994年まではエネルギー・天然資源とほぼ同水準だったが、その後上昇傾向となり、2000年には急上昇して第二位となった。2000年は大統領選挙が稀に見る接戦となったため、どの産業も献金額が伸びている。その中でも通信・電子産業の伸びは特異だと言えるだろう。

この通信・電子産業の伸びをさらに詳しく見たのが図5である(2002年のデータは2002年1月末現在)。アメリカ政治の透明性の象徴のように言われるのが政治活動委員会(PAC)だが、実はPACを経由した献金額というのは毎年大差ない。これは各PACを通じた献金額に上限があるからである。政治資金集めの抜け穴となっているのは、ソフト・マネーと言われる献金である。これは各政党に対して行われる政治献金なのだが、実質的にこれが

大統領選挙などに横流しされて使われており、アメリカ政治の最も不透明なところだ。図5は、大口の個人献金もかなりあったことをうかがわせるが、それ以上に多額のソフト・マネーが、通信・電子産業から政治に注ぎ込まれたことを示している。

この政治献金上昇の背景には、政権奪還をねらう共和党の膨大な資金集めがある。大統領選挙においてブッシュ候補は連邦政府からの補助金を受け取らなかったため、選挙資金に上限がなかった。集めれば集めただけのお金を使えたのである。他方、ゴア候補は連邦政府からの補助金を受け取ったため、選挙資金に上限が設定され、それ以上は使うことができなかった。これもまた大統領選挙の結果を左右したひとつの要因であったと言えるだろう。

もともと80年代までは、ハイテク産業は共和党支持だったと言われている。しかし、1992年の大統領選挙において、現職のブッシュ大統領が、当時窮地に陥っていたハイテク産業からの支援要請をないがしろにした一方、クリントン候補は技術に明るいゴア副大統領候補とともに情報スーパーハイウェイ構想を提示した。その結果、クリントン政権の8年間、シリコンバレーをはじめとするハイテク産業はどちらかといえば民主党支持だった。図6に現れているとおり、第二期クリントン政権から、通信・電子産業はバランスをとる戦略をとっているように見える

表1: アメリカの通信・電子産業における政治献金額上位20社 (1999年～2000年)

順位	企業	金額	民主党への割合	共和党への割合
1	AT&T	\$5,112,324	39%	61%
2	Microsoft Corp	\$4,510,126	46%	54%
3	SBC Communications	\$3,728,916	45%	55%
4	Verizon Communications	\$3,395,732	36%	64%
5	Global Crossing	\$2,803,370	55%	45%
6	Time Warner	\$2,174,703	67%	33%
7	BellSouth Corp	\$2,150,312	43%	57%
8	America Online	\$1,878,031	52%	47%
9	Walt Disney Co	\$1,813,649	65%	35%
10	WorldCom Inc	\$1,774,933	31%	69%
11	Saban Entertainment	\$1,575,650	100%	0%
12	Loral Spacecom	\$1,488,200	98%	2%
13	Qwest Communications	\$1,465,913	33%	67%
14	Vyvo Inc	\$1,339,000	100%	0%
15	Cisco Systems	\$1,219,993	47%	52%
16	Dream Works SKG	\$1,099,815	100%	0%
17	Cablevision Systems Corp	\$1,017,104	67%	33%
18	Westwood One	\$976,339	37%	63%
19	Newsweb Corp	\$947,000	100%	0%
20	Sprint Corp	\$915,295	46%	54%

出所: Center for Responsive Politics

が、2000年の選挙では民主党に軍配が上がった。いずれにせよ、両党が凄まじい金額をこの産業からかき集めたということに注目すべきだろう。

### アメリカ情報通信産業の族議員

では、誰が誰に政治献金を行っているのだろうか。再びCenter for Responsive Politicsのデータを見てみよう。政治献金を送った側の上位20社が表1である。

AT&Tやマイクロソフト、SBCコミュニケーションズ、ベライゾンといった大手は両党に献金しているが、微妙なバランスの取り方が興味深い。ちなみに第5位のグローバル・クロッシングは先ごろ倒産している。第11位以降になると党派色がはっきりとした企業が出てくるが、聞いたことのない会社も多い。すべてが政治頼みの企業ではないだろうが、不可解でもある。

では受け取った側はどうであろうか。表2は、政治献金を受け取った側の上位20人である。John

表2: アメリカの通信・電子産業から政治献金を受け取った政治家上位20人(1999年～2000年)

順位	候補	選挙	金額
1	Bush, George W (共和党)	大統領	\$3,330,700
2	Gore, Al (民主党)	大統領	\$2,557,702
3	Bradley, Bill (民主党)	大統領	\$1,714,929
4	McCain, John (共和党 - アリゾナ州)	上院	\$1,295,298
5	Clinton, Hillary Rodham (民主党 - ニューヨーク州)	上院	\$1,232,953
6	Lazio, Rick A (共和党 - ニューヨーク州)	上院	\$834,788
7	Abraham, Spencer (共和党 - ミシガン州)	上院	\$609,749
8	Burns, Conrad (共和党 - モンタナ州)	上院	\$496,619
9	Feinstein, Dianne (民主党 - カリフォルニア州)	上院	\$439,203
10	Kennedy, Edward M (民主党 - マサチューセッツ州)	上院	\$418,075
11	Hatch, Orrin G (共和党 - ユタ州)	上院	\$395,028
12	Gorton, Slade (共和党 - ワシントン州)	上院	\$377,011
13	Robb, Charles S (民主党 - ヴァージニア州)	上院	\$374,158
14	Ashcroft, John (共和党 - ミズーリ州)	上院	\$356,424
15	Allen, George (共和党 - ヴァージニア州)	上院	\$355,032
16	Giuliani, Rudolph W (共和党 - ニューヨーク州)	上院	\$350,795
17	Schumer, Charles E (民主党 - ニューヨーク州)	上院	\$304,550
18	Campbell, Tom (共和党 - カリフォルニア州)	上院	\$271,675
19	DeWine, Mike (共和党 - オハイオ州)	上院	\$263,449
20	Kerry, John (民主党 - マサチューセッツ州)	上院	\$254,804

出所: Center for Responsive Politics

McCain上院議員(共和党 - アリゾナ州)を含めて上位4人は大統領候補だが、ブッシュ候補に大きく軍配が上がったことに注目すべきだろう。ブッシュ候補は父親の轍を踏まず、通信・電子産業から熱心に献金を集めた事実が浮かび上がる。他の16人はすべて上院議員である。

さらにこのリストをさかのぼって、1992年、1994年、1996年、1998年、2000年の5回の選挙で上位20人を調べてみると、クリントン大統領をのぞいて、2回以上リストに名前が出てくるのは22人である。さらに、そのうち3回以上リストに名前が出てくるのは、4人である。つまり、Tom Campbell上院議員(共和党 - カリフォルニア州)、Alfonse M. D'Amato上院議員(共和党 - ニューヨーク州)、

Dianne Feinstein上院議員(民主党 - カリフォルニア州) John Kerry上院議員(民主党 - マサチューセッツ州)である。4回以上名前が出てくる人はいない。つまり10年以上にわたって、多額の政治献金を通信・電子産業から受けている議員はいないことになる。

1998年、2000年と続けてリストに登場するのは、Kerry上院議員、Charles E. Schumer上院議員(民主党 - ニューヨーク州) McCain上院議員、Conrad Burns上院議員(共和党 - モンタナ州)の4人である。

3回以上出てくる4人と、1998年と2000年に続けてリストに登場する4人との間で重複するのはKerry上院議員だけである。はたして、この7人は情報通信産業の族議員とすることができるだろうか。7人のうち現職にあるのは、Feinstein上院議員、Kerry上院議員、Schumer上院議員、McCain上院議員、Burns上院議員の5人である。この5人の活動を簡単に見てみよう。

Feinstein上院議員は情報通信産業にかかわる商業・科学・運輸委員会には所属していない。彼女のホームページ(<http://www.senate.gov/feinstein/>)に記載された優先政策事項の中で、情報通信産業とのかかわりはプライバシー・アイデンティティ窃盗問題だけである。第106議会においては、地元カリフォルニア州の危機感を反映して法案成立に努力したようだが、その他に目立った情報通信産業関連の成果はない。

Kerry上院議員は商業・科学・運輸委員会に所属しており、コミュニケーション小委員会にも所属している。彼のホームページ(<http://www.senate.gov/kerry/>)では、「インターネットは、人々が国の問題や地元の問題にかかわっていくのを支援し、法案に関する重要な議論をフォローすることを可能にし、彼らの代表に意見を聞かせることができるものだ」と記載されている。彼の優先政策事項には「技術」が挙げられ、電子商取引を推進するなど、地元マサチューセッツ州の情報通信産業を意識した記述がある。

Schumer上院議員は商業・科学・運輸委員会に

所属していない。彼は金融族議員とも言える経歴で、情報通信産業に肩入れしている様子はない。

McCain上院議員は商業・科学・運輸委員会のランキング・マイリティ・メンバー(野党で最も長く委員会に所属するメンバー)である。共和党が上院で与党になれば、委員長になる立場にある。2000年の大統領選挙でも善戦したMcCain上院議員は、インターネットを活用して多大な選挙資金を獲得した。

Burns上院議員もまた商業・科学・運輸委員会に所属しており、コミュニケーション小委員会のメンバーでもある。彼はホームページ(<http://www.senate.gov/burns/telecom.html>)で、電気通信を重要政策課題として提示している。いくつもの法案を提出しており彼の目標はモンタナ州のようなルーラル地域を無視することのない、道理にかなった電気通信政策を促進することであると宣言している。

5人のうち、はつきりと情報通信産業とのかかわりを示しているのは、Kerry上院議員、McCain上院議員、Burns上院議員であった。

## ブロードバンド法案

通信・電子産業からのトップ受領者20人は、大統領候補か上院議員候補であったが、下院議員はどのなのだろうか。実は下院議員に対する政治献金は桁違いに小さい。下院議員で通信・電子産業から最高額を受け取ったのはAdam Schiff下院議員(民主党 - カリフォルニア州)である。彼の受取額21万9,075ドルは、McCain上院議員の129万5,298ドルの約6分の1である。下院議員の方が人数が多く、任期も短いことから(下院議員は2年、上院議員は6年)献金額は当然小さくなるが、それにしても大きな差だと言えよう。

現在、下院で審議されている法案のうち、情報通信産業関連で最も注目されているのがH.R.1542(2001年インターネットの自由とブロードバンド展開法)である<sup>\*1</sup>。この法案をめぐって莫大なお金が動き、熾烈なロビーイングが行われていると噂されているが、本当だろうか。

法案を提出したのは、Billy Tauzin下院議員(共

和党 - ルイジアナ州)とJohn Dingell下院議員(共和党 - ミシガン州)である。Tauzin下院議員は下院のエネルギー・商業委員会の委員長、Dingell下院議員は同委員会のランキング・メンバー(与党で委員長に次ぐ立場のメンバー)である。

この法案は、地域電話会社がブロードバンド・サービスを提供する際に受けている規制を緩和することによって、アメリカのブロードバンド普及を後押ししようとするものである。しかし、すでにブロードバンド・サービスを提供している企業にとっては、市内電話網でほぼ独占的な地位にある地域電話会社がブロードバンド市場に参入してくれば、競争に負けるおそれがある。そのため、両陣営が激しいつばぜり合いを展開している。法案はすでに本会議で議論されるのを待つだけになっているが、テロや炭疽菌の影響で審議が滞り、2002年1月末現在、本会議での議論は行われていない。

Tauzin下院議員とDingell下院議員は法案を通す側なので、地域電話会社寄りの発言をしている。実際、地域電話会社から献金を受けている。Center for Responsive Politicsの調べでは、Qwest、SBCコミュニケーションズ、BellSouth、Verizonの4社から、Tauzin下院議員は2000年の選挙で約3万ドルを受け取っており、Dingell下院議員は約4万5千ドルを受け取っているという<sup>2</sup>。この金額を大きいと見るか小さいと見るかは意見が分かれるところだろうが、「莫大」とは言えないのではないだろうか。

#### 影の薄いインターネット・コミュニティ

これまで見てきたような政治献金の実態は、情報通信産業が徐々に政治の世界にも食い込んできていることを示しているものの、日本の族議員のように、業界と密接な関係を持っている議員はそれほど多くなさそうだ。

しかし、政治献金が可能なのはあくまでも企業であり、個人ができる献金額はどうしても限られてくる。高い意識を持った個人がいくら集まっても、こうした企業による献金を上回るだけの額を集め、法案の行方に影響力を与えることができるかどうかはいまだ疑問である。



ネット・エンジニアたちが集まる会議で講演するBoucher下院議員

では、インターネット・コミュニティを代弁する政治家がいまいかという、いないわけではない。例えば、Rick Boucher下院議員(民主党 - ヴァージニア州)である。彼は「2001年音楽オンライン競争法」<sup>3</sup>という法案を提出している。この法案は、下院司法委員会の裁判所・インターネット・知的財産権小委員会に付託されたまま進展が見られないが、そのねらいは、ナップスターなどのオンライン音楽サービスを合法的に提供できるようにすることである。Boucher下院議員はナップスター社などとも協力しながら、新しい時代に対応した法整備を進めようとしている。彼は、技術者たちが集まる会議で基調講演を行った(写真)さらに問題が多いとされるデジタル・ミレニアム著作権法(DMCA)の改正を訴える小論をオンラインで発表した<sup>4</sup>。

彼が2000年の選挙で受け取った政治献金のソースを見てみると、電話会社から5万749ドル、電気通信サービス・機器業から2万5,592ドル、テレビ・映画・音楽業界から1万9,500ドル、コンピュータ機器・サービス業から1万7,970ドルとなっていて、総額の約13%を占めている。しかし、彼の対立候補は総額でわずか3万3,964ドルしか集めることができなかったため、Boucher候補は選挙資金集めに奔走する必要はなかったと言えるだろう。

政治家の視点から見たとき、インターネット・コミュニティがもたらす利益とは、お金ではなく「票」ということになるだろう。しかし、その票もなかなか当てにならない。自分の選挙区に住んでいないイン

ターネット・ユーザーなど候補者にとっては意味がないからだ。

EFF(電子フロンティア財団)などがオンラインで呼びかけを行う際には、自分の選挙区の議員の事務所に電子メールを送るように求めている。自分の選挙区の有権者からたくさん電子メールが来るようになれば、候補者にとって一考に値するようになるだろうが、その割合が小さければ、インターネット・コミュニティの政治力は限定されたものにならない。今までの例でも、通信品位法やデジタル・ミレニアム著作権法など問題の多い法律も議会での成立を阻止することはできず、法律が成立した後に裁判で戦うというのがパターンになっている。

大企業がどんどん政治にお金をつぎ込んでいくようになれば、インターネット・コミュニティの戦いは議会においてはますます不利になっていくだろう。インターネットの世界でもまた、草の根の政治意識向上が必要ということになりそうである。

\*1 H.R.1542: Internet Freedom and Broadband Deployment Act of 2001のこと。詳しい法案情報は<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d107:h.r.01542>>を参照。また、土屋大洋「意外と遅れているアメリカのブロードバンド事情」『論座』2001年11月号(CANフォーラムのサイト<<http://www.can.or.jp/archives/articles/20020113-01/>>に再掲)も参照。

\*2 Center for Responsive Politics, "TELECOMMUNICATIONS: High-Speed Internet Access," <<http://www.opensecrets.org/payback/issue.asp?issueid=HS1>> (Access: February 8, 2002).

\*3 H.R.2724: Music Online Competition Act of 2001のこと。詳しい法案情報は<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d107:h.r.02724>>を参照。

\*4 Rick Boucher, "Time to Rewrite the DMCA," <<http://news.com.com/2010-1078-825335.html>> (Access: February 6, 2002).

「智場」記事一覧

# 『個人情報保護とプライバシー保護』

GLOCOM Review 2001年12月号(通巻69号)

青柳武彦 著

2001年3月27日に小泉内閣によって閣議決定された「個人情報の保護に関する法律案(略称:個人情報保護法案)は、2001年12月現在でもなお国会での継続審議となっているが、この法案は憲法に保障された「表現の自由」を侵すものだと、メディア業界を中心に強い反対が起きたことはまだ記憶に新しい。筆者は、この法案の反対運動や批判について考察し、そこにはさまざまな誤解や観点の欠落があると指摘する。個人情報とプライバシーの保護に関する議論は、その曖昧さや複雑さゆえに、法案の意図や本質的課題が容易に理解されにくい状況を招いているのである。

本論における筆者の意図は、このような現状を鑑みて個人情報とプライバシーの保護に関して明確な定義を与え、歴史的経過と課題を整理・提示しようとするものである。

まず、筆者は、プライバシー保護とは「個別的」な個人のプライバシー保護の問題であるのに対して、個人情報保護とは多数の人間に共通して生じる「集合的」なプライバシー保護の問題であるととらえた。

プライバシー権は、一般的には「自己情報をコントロールする権利」と理解されているが、もう少し詳細かつ限定的に、「個人の不可侵私的領域を主張する権利、及びそれを一部開放する場合の範囲及び対象を自己決定しかつ制御する権利」として再定義を行った。また、プライバシー権の本質としては、任意規定中心の私法的領域における「受動的プライバシー権」と、強行規定中心の公法的領域における「公権力による公法的保護を必要とする」能動的プライバシー権」に分けて概念整理を行うことを提唱している。

筆者は、日本におけるプライバシー権をめぐる法環境は、憲法第13条の「幸福追求権」が唯一の法

的根拠であり、実定法に明示的な規定がないためにきわめて曖昧で不安定である、と指摘している。

現実問題として、すでにプライバシー権は多くの裁判において認められており、判例法を形成しているが、現状では事後の救済しか行えず、盗聴やパパラッチ行為等の取り締まりや事前の予防措置を取ることはできない。

そのような状況に対処するためには、「プライバシー権保護」についての新たな立法措置が必要である、と筆者は主張する。その法律は、社会的な位置づけのものであり、個別的なプライバシー権と個人データについての集合的なプライバシー権(=個人情報保護)の双方を規定するものである。

日本における「個人情報保護法案」は、民間事業者のデータベースに関連して、国民のプライバシー権を護ることを目指していたものであった。この立法措置により、プライバシー保護についての法的根拠がようやく確立されることになる。先に述べたように、この法案には強い反対運動が起こっているが、筆者によれば、これら批判論の大半には、個人データに関連して国民のプライバシー権を護る必要性についての視点が抜け落ちていているという。

最後に筆者は、情報通信産業や電気通信事業と個人情報保護との接点について取り上げた。情報通信産業において、個人データに関して顧客のプライバシー権をいかに護るかという課題は、電子商取引のターゲット・マーケティング戦略を展開する企業にとってきわめて重要な経営課題となっている。電気通信事業者も同様に、業務において知り得た顧客の情報の取り扱いについての仕組みを作り直す必要があるだろうと述べた。

豊福晋平(GLOCOM主任研究員)

# 国際標準化とデジタルデバイド問題

クメール文字ケーススタディを中心に

会津 泉 (GLOCOM 主幹研究員)

アダム・ピーク (GLOCOM 主幹研究員)

## 1. DOTフォースと知的デバイド

2000年7月に開催された九州・沖縄サミットで先進国8カ国の首脳は、「ITは21世紀を形作る最強の力の一つとする」沖縄IT憲章」を採択して、ITが社会を根本から大きく変革する可能性に期待を表明するとともに、発展途上国がその恩恵から取り残され、新たな「情報格差」が拡大するおそれを指摘した。そして、この問題に取り組む作業部会として「デジタル・オポチュニティ・タスクフォース」(通称:DOTフォース)を創設し、1年後のジェノバサミットまでに行動計画をまとめるものとした。

DOTフォースは、2000年11月東京、2001年3月ケーパタウン、4月シエナと3回の会合を開き、「ジェノバ行動計画」の原案をまとめ、同案は7月のジェノバサミットで先進国首脳により承認を受けた。ジェノバ行動計画の骨子は、表1の通りである<sup>\*1</sup>。

GLOCOMでは公文所長が日本のNPO代表としてDOTフォースに参加を要請され、実際の活動は会津泉、アダム・ピーク両主幹研究員が担当し、「NPO国内委員会」を立ち上げ、日本国内およびアジアからの意見を集約し、ケーパタウンやシエナの会合での討論に積極的に参加して行動計画策定にかかわってきた<sup>\*2</sup>。

ここまでの活動の詳しい経緯については、本誌2001年8月号に拙稿「ドットフォースの活動にNPOとして参加して」<sup>\*3</sup>が掲載されているので、詳しくはそちらを参照されたい。

### 1-1 NPOを交えたユニークなプロセス

DOTフォースの構成は、G8すなわち先進8カ国の政府代表に加えて、インド、インドネシア、南アフリカ、エジプト、ブラジルなど途上国の政府代表を招待し、先進国側も民間企業、NPO(非営利組織)の代表が対等の立場で参加するというユニークなものであった。これにITU(国際電気通信連合)OECD(経済協力開発機構)などの国際機関、世界経済フォーラム(WEF)などの民間国際組織も加わり、毎回の会合には総勢100名近くが集まる規模となった。

行動計画を集約するプロセスでは、とくに前半はこの

ユニークな構成のために、誰がどう議論を進めるかが明確にならずに混迷したが、イタリアのシエナ会合に至ってようやく相互理解も深まり、なんとか9項目の行動計画の合意が達成されたものである。

当初は、NPOが政府、産業界と対等に参加することへの当惑が、明らかに存在していた。しかし、日本政府(外務省、総務省、経済産業省)を含め、結果的にはNPOが加わったことで、より具体的な問題が指摘されたことを含め、高く評価する声は大きく、NPO側も貴重な経験ができたと考える人が多いようだ。GLOCOMとしても、NPOとして積極的な貢献を果たすことができたと考え、その意義は積極的に評価したい。とくに、以下に述べるように、デジタルデバイドのなかでも経済的側面よりむしろ知的側面に焦点をあてた発言・提案を行った。

### 1-2 GLOCOM、知的格差の問題を強調

一般にデジタルデバイド問題というと、IT技術の普及活用によって利益を得る層と得られない層との間の格差の拡大、とくに経済格差の問題が中心にあげられる傾向が強い。沖縄サミット当時は、ドットコム・ブームに典型的にみられたように、新種の情報通信産業が爆発的な成長をとり、先進国経済は大幅に飛躍することが期待されていた。反面、ITによる経済成長の恩恵にあずかれない途上国では、経済格差が急激に拡大することが懸念された。そこで途上国にもできるだけITの導入を推進し、格差の拡大を少しでも食い止めようというのが、DOTフォースが生まれた背景であった。

同時に、途上国にとってもITには大きな期待が懸けられた。これまで国際社会は、さまざまな形で途上国への開発援助を行ってきたものの、なかなか顕著な実績があがらず、先進国の援助関係者の間では「援助疲れ」が公然と語られ、「持続可能な発展」という形容のもとで、途上国が真に自立するシナリオが模索される事態が続いていた。こうしたなかで、ITの登場は、いわばそうした出口なし状態に活路を与え、ITを活用すればいわゆる「リープフロッグ」、すなわち途上国であっても一足飛びに先進国に近い水準に駆け上げられるのではないかという期待もまた懸けられたのである。

表:DOTフォース「ジェノバ行動計画」

AP 1	: 途上国、新興国におけるe戦略 (National eStrategies) づくりを支援
AP 2	: 接続性の向上、アクセスの拡大および費用の引き下げ
AP 3	: 人材育成、知識の創設と共有の強化
AP 4	: 接続可能な経済発展のための企業家精神の育成
AP 5	: インターネットおよびICTが提起する新たな国際的政策と技術的事項に関する協議への普遍的参加の確立と支援
AP 6	: 後発開発途上国のIT利用の確立と支援
AP 7	: 保健分野および感染症対策へのIT利用の確立と支援
AP 8	: ローカルコンテンツおよびアプリケーション支援のための国内・国際的努力
AP 9	: ITのG8および他のODA (政策/プログラム) への優先的適用と多国間の取り組みの調整を強化

( AP: Action Point )

こうしてDOTフォースの関係者の間では、ITによる新たな格差の防止・是正と、途上国にITを導入することで経済開発のペースを一挙に上げようという二つの目的、あるいは問題意識が主流であった。

しかし、「デジタルデバイド」問題は、必ずしも経済格差の問題のみに集約させるべきではないというのが、公文所長をはじめとするGLOCOMの考え方であった。

たとえ経済的には貧しい層であっても、ITを活用することで経済とは別の次元、とくに知的分野で大きな利益を得ることが可能と考えられるからだ。どわい地球規模に普及したインターネットの活用によって、従来のような大企業、大組織に属さない無名の個人あるいは小集団も、知的な面でおおいに活性化できると考えられる。事実、経済的には必ずしも富裕とはいえない人々がインターネットを活用することで、自らの主義主張を発信し、その勢力の維持・拡大を効果的に実現している例は数多くみられる。事例としては決して望ましいものではないが、テロリスト集団、あるいは狂信的な宗教集団などがネットを利用して組織の指令を効果的に伝達し、行動につなげていることはよく知られている。古くは天安門事件やソビエト崩壊時の保守クーデターへの抵抗運動から、メキシコのザパティスタのグループ、インドネシア占領時代のティモール独立運動、スハルト退陣要求を行った学生たちまで、政治的な主張を掲げる集団がインターネットを利用して効果をあげている例は多い。

こうした政治的な事例以外でも、地球環境問題や人権問題などに取り組んでいる国際的なNGOやNPOのグループは、最近では例外なくインターネットを活用している。電話やFAX、郵便など、従来の通信サービスと比較して、インターネットを利用すれば費用は格段に安くすみ、しかも情報の伝達速度と範囲は大幅に増大す

ることが確実で、資金的には豊かといえないこうしたグループにとっては大きな利便があるからである。

さらにITに限った分野でいえば、リナックスに典型的にみられるように、オープンソフトやフリーソフトという形で誰もが参加できる知的なゲームの場が成立し、そこで新しい価値が生み出される事例は顕著に存在し、増大している。

### 1-3 「ダボスマン」対「シアトルマン」

公文所長はDOTフォースの議論に参加するにあたって、こうした問題意識を「ダボスマン」対「シアトルマン」という形で整理して指摘した。「ダボスマン」とは、最初にサミュエル・ハンチントンが指摘したもので、スイスのダボスで毎年開催される世界経済フォーラムに集まる富裕な人々たちを指し、ITによる「ニューエコノミー」を含めて「グローバリゼーション」を推進する、経済的に富の象徴ともいべき存在を形容する。

一方「シアトルマン」とは、ポール・クルーグマンが指摘したもので、シアトルで開催されたWTO総会に抗議して激しい街頭デモなどを繰り広げた、反グローバリゼーションを掲げる活動家たちを指す。

公文所長は、この「ダボスマン」対「シアトルマン」について、インターネットなどITのグローバルな普及を最大限に活用しようとしている点では、実質的には両者は共通の利害に立脚する面も強く、両者は対立するのではなく、むしろ相互理解と協調を推進することが重要であると指摘するメッセージを送った。両者の分裂が進むことは「水平のデバイド」<sup>4</sup>となり、情報社会における重要な主体同士の亀裂となることを懸念したのである。

途上国においてインターネットを利用することは、決して安価ではない。しかし、よくみると、従来型の情報化に比べればはるかに投資効率を高くすることも不可能ではない。インターネットを利用するためには、通常、パソコン、モデム、通信回線が必要となるが、これを先進国と同様の形で家庭ないし職場に個別に整備・普及させようとするれば、人口あたりの投資額はかなり大きなものとなる。

しかし、最近多くの途上国で急激に普及しているインターネットカフェのモデルを見ればわかるように、必要な設備を多くの人々に共有すれば設備の利用効率を上げ、一人当たりの負担額を相当程度下げることが可能になるのである。そうしてインターネットを活用する人たちが、経済的に一挙に豊かになる保証はないが、全世界から最新の情報がごく安価に入手でき、メールその他で主体的な双方向コミュニケーションを行えるから、

それによって知的に武装し、そして得た知的パワーをもって将来稼ぐことができるようになる。

「ジェノバ行動計画」の検討段階で、GLOCOMはこうした知的側面に注目すべきだという意見を一貫して展開し、具体的にも、ICANN( Internet Corporation for Assigned Names and Numbers )などの新種の国際標準組織に途上国からの参加が困難であることや、カンボジアのクメール文字の標準化がカンボジアからの主体的参加が欠落したまま決定され、内容的にも大きな問題だといった点を指摘した。これらの問題点は、GLOCOMが実際に途上国でインターネットの普及・推進に取り組む人々からDOTフォースに対する要望をヒヤリングした結果浮上してきたもので、経済分野とは異なる知的側面が重要であるとの見方を実証する結果となった。

この結果、政策分野の議論のテーマとして、当初は「電気通信の市場開放・規制緩和」といった伝統的な政策論が強かったものが、最終的には知的デバイド問題への取り組みとして、より新しい現実に関心を合わせた具体的な表現が盛り込まれることとなったものである。

最終的にまとめられた「ジェノバ行動計画」の文書では、「アクション・ポイント5」で「インターネットおよびICTが提起する新たな国際的政策および技術的事項に関する協議への普遍的参加の確立および支援」の必要性を指摘し、以下のように述べている。

a) 途上国の利害関係者( 政府、民間企業、NPO、市民および学術研究者 )がインターネットおよび他のITに関連する国際的な技術的および政策事項についていっそう理解を深め、また、関連する国際的なフォーラムにより効果的に参加できるようにするため、支援が提供されるべきである。

( 中略 )

c) 途上国の代表がこれらフォーラムに効果的に参加し、これらの課題に各々の立場から取り組めるよう支援するため、途上国の専門家( Southern-based expertise )のネットワークを支援する。このネットワークは、アクション・ポイント1で言及のある「開発資源ネットワーク」にアクセスすることができる。

d) インターネットやITに関連する国際的な政策的・技術的事項について扱うフォーラムや機関は、途上国の代表を各々の討議や意思決定プロセスに参加させるため、特別の努力を払うべきである。

また、「アクション・ポイント8」では、「ローカル・コンテンツおよびアプリケーション支援のための国内的および国際的努力」の必要性を指摘し、

e) 地域言語をITアプリケーションにとり入れるための技術標準を設定する際に、地域の利害関係者の参加を支援する。

と述べている。

#### 1 - 4 フェーズ2に入った活動

DOTフォースの活動は、ジェノバサミット以降「フェーズ2」に入っている。2001年10月、「ジェノバ行動計画」の承認を受けてモンテリオールで開催された会合で、行動計画の9項目に対応してできた作業チームに分かれて、「実施計画」を策定する活動に入っている。この実施計画が定まるにつれ、具体的な活動が展開されることになる。

従来の「G8」による枠組みは拡大され、各チームには新規メンバーの参加も可能となり、スウェーデンの開発機関SIDAなどが加わった。フェーズ1では、日本政府などの拠出金により、世界銀行と国連開発計画が共同事務局を構成したが、フェーズ2では、そうした事務局はとくに設置されていない。ジェノバサミットの議長国であるイタリア政府と次回カナナスクスサミットの議長国であるカナダ政府が共同議長を務め、事実上の事務局役を務めている。各作業チームにもそれぞれ議長が選出されている。

ただし、これらの活動は、「DOTフォース」そのものが統一的な主体となって行われているわけではない。基本的には各作業チームのメンバーが、自発的にプロジェクトを展開することとなっている。DOTフォースは各作業チームによるプロジェクトの連絡調整を行っているだけ、といえるだろう。このあたりがなかなかわかりにくいといえる。

10月以降は、ほぼ2カ月おきに電話会議が開かれ、各チームからの状況報告が行われている。2001年12月までの状況については、DOTフォースの公式ウェブサイト<sup>5)</sup>に報告されている。

今後は、5月上旬にカナダのカルガリーで全体の状況を確認する会合の開催が予定され、そこで全体の状況がまとめられ、6月にカナダのカナナスクスで開かれるカナダサミットで報告されることになっている。

GLOCOMは、「実施計画5」国際標準活動への普遍的参加の推進」のワーキンググループの共同議長に選ばれた。また、同8「ローカル・コンテンツと文化の推進」でカンボジアのクメール文字の標準化問題を取り上げ、実地調査を行い、その結果と提言を報告する運びとなっている。

2001年11月に総務省の委託を受けて「デジタル・オ

ポチュニティ・フォーラム を開催し、12月にはクメール文字問題について現地カンボジアを訪れ、関係者への聞き取り調査などを行った。

### 1-5 「デジタル・オポチュニティ」国際会議

GLOCOMが事務局として活動してきたDOTフォース日本国内委員会は、DOTフォースのこれまでの活動を広く共有し、さらに今後の活動を発展させるための方策を検討することを目的として11月5～6日に東京・経団連会館で、「デジタル・オポチュニティ・フォーラム アジアの多様性と日本の役割」と題する国際会議を開催した。

主催はDOTフォース日本国内委員会、後援には総務省、外務省、経済産業省の3省が並んだが、実質的には総務省が主たる支援者であった。また、以下の民間団体も後援・協賛に加わっていただいた。インターネット協会、経済団体連合会、国際情報化協力センター、国際通信経済研究所、国際問題研究所、情報サービス産業協会、通信機械工業会、電子情報技術産業協会 電気通信事業者協会、日経デジタルコア設立事務局。

第一日は、総務省金澤薫審議官による開会挨拶に続き、南アフリカ政府通信省のディアニ氏がアフリカ全体の情報化の取り組みについて、また外務省経済局の川村泰久国際機関第二課長兼IT協力室長がDOTフォースの経過報告を中心とする基調講演を、それぞれ行った。

この後、セッション1では、「アジアの多様性を活かすデジタル・オポチュニティの実現にむけて」と題して、主として日本の情報通信NGOの活動が報告された。日本テレコム総合企画本部の川角靖彦主幹が、ITU開発局によるラオスなど東南アジア諸国へのIP型の無線によるプロジェクトについて、BHNテレコム支援協議会の浅原巖人会長が無線を活用したラオスの医療支援プログラムなどについて、市民コンピュータコミュニケーション研究会の浜田忠久代表が日本のNGOへのウェブなどのIT支援について、それぞれ報告を行った。いずれもNPO型の活動で、IPやインターネットの重要性を指摘した点が共通していた。

続くセッション2では、「ローカル・コンテンツ開発のあり方」と題して、カンボジアのNGO、オープンフォーラム・カンボジアのノーバート・クライン氏が、カンボジアのインターネットおよびITの発達状況を中心に、また、東京大学大学院の原田至郎助教授がクメール文字の標準化問題について報告を行った。カンボジアという途上国のなかでもとくに貧しく、内戦の傷跡からの立ち直りに

苦闘しているなかで、自らの文字・言葉がコンピュータとインターネットで自由に利用できない状況の厳しさと、そうした国際標準化プロセスのもつ問題点があらためて伝わってきた。第一日は、経済産業省の情報政策課松井哲夫課長のスピーチで終了したが、討論も非常に活発に行われた。

第二日は、午前中に総務省で専門家会合を開き、とくにICANNなどインターネットの標準活動への途上国の参加を支援するプログラムについて検討を行った。

午後のセッション3では、「eガバメント戦略と電子政府の展望」と題し、明星大学の橋本有弘教授、インドネシア政府のジェイ・ビー・クリスティアディIT戦略調整会議事務局長、総務省の岡山淳行政管理局情報システム企画課長らにより、国内・アジアの電子政府の状況について報告がなされた。とくに改革が進むインドネシアで、電子政府が政府の透明性の向上、市民参加を増進させる有力な手段となる可能性が伝わってきた。

最後のセッション4では、「ITが提起する新たな国際協議活動への参画」をテーマに、ICANN理事でガーナのニイ・クエイノ氏、インターネット戦略研究所代表でインターネット協会副会長でもある高橋徹氏の2人から、ドメイン名などの管理組織であるICANNなどへの途上国からの参加をどう増やすかなどについて報告を受けた。クエイノ氏の報告からは、ガーナなどアフリカの途上国において、ICANNなど新しい国際標準活動に参加する余力はほとんどないことが語られ、これに対して高橋氏からは、日本でもIETF (Internet Engineering Task Force) などの標準活動への参加は容易ではないが、毎回の会合の後に国内で報告会を継続的に開催することが効果的であることなどがアドバイスされた。

最後に、総括として公文俊平GLOCOM所長が情報革命の主体としてのNPOが果たす役割について、歴史的視点からの指摘を行った。

2日間の会合は海外ゲスト以外の大半の参加者は日本人だったが、発表・討論はすべて英語で行った。また、総務省、経済産業省などの省庁の関係者からは、「日本でもNPOが政府・産業界との協働活動に参画が可能であることを実感した」と、その意義を高く評価する発言が続いたことは画期的な成果であったと思われる。

### 1-6 カナナスキスサミットに向けて

2002年2月、国連が昨年11月に設置したICTタスクフォースの会合がニューヨークで開かれ、その前日、GLOCOMが共同議長を務める「国際標準活動への普遍的参加」部会と国連の作業部会「ICT政策およびガ

バナンスとの合同会合が行われ、これにも筆者が参加した。

今後は、カンボジアの文字コード標準化問題について次章で述べるような取り組みを進め、関係者間で納得がいく解決が得られるよう努力を続ける予定である。おそらくカンボジアへの訪問、あるいは日本への招待などによる検討活動が必要となるだろう。

また、ICANNについても、3月にガーナのアクラで開催される次回会合に参加し、さらに途上国からの参加についての支援策を講じる努力を続けることが求められている。DOTフォースのフェーズ2においては、「実施計画」という紙の上での「計画」案づくりに終わらず、こうした活動を実質的に進めることが課題である。

なお、2月初めには、新たに産業界の代表に就任したNECの鈴木祥弘特別顧問を支援する「ドットフォース産業部門行動計画検討委員会」も立ち上がり、GLOCOMもオブザーバーとして加わっている。この委員会は、経済産業省所管の(財)国際情報化協力センター(CICC)が事務局を務めるもので、CICCはアジアの情報技術の標準化活動を支援する取り組みを10年以上も継続してきたところで、カンボジアの文字コード問題などでも具体的な取り組みを行っており、GLOCOMとも積極的に協力して問題解決をめざそうという方向になりつつある。

## 2. 新種の国際標準化機関への途上国の参加

DOTフォースのアクション・ポイント5は、とくに最近IT技術の発達・普及のペースがきわめて速くなっており、かつ範囲も広範な分野にわたり、そのそれぞれの案件について先進国であっても参加することは容易ではなく、まして途上国からの参加はきわめて少ないという問題を取り上げたものである。

日本は先進国の側にあるが、それでも英語中心での議論に参加するという言語的な意味での負担、多くの会合が欧米で行われるという点での地理的ならびに資金的な負担という意味では、例外ではない。

まして多くの途上国においては、こうしたIT関連の国際的な標準化活動あるいは政策・調整活動に参加することは、何れも先資金と人材の面からみて、きわめて厳しい状況にある。

しかも、インターネットの普及に伴って世界のさまざまな国や地域が単独で存在するのではなく、ネットワーク経由でまさに瞬間的に相互につながるようになったことで、互換性の確保、共通の国際標準の確立と実装などがますます重要となりつつある。途上国といえどもネット

ワーク上では固有の存在であり、固有の価値をもつ。また、海外に居住する自国民、自民族も多数存在するところから、国境、地域を越えた共通の標準は、いっそう重要なものとなっている。

しかし、現実には、これらの国際標準の策定に途上国側が十分な参加を実現できていないという実態があることは否定できない。国連傘下の国際条約機関であれば、決定にあたって「一国一票」の原則が一応存在し、ニューヨークやジュネーブといった拠点中心での活動が多いため、効率的な参加も可能となる。そうした既存の組織では、たとえばITUなどのように、途上国からの参加を資金的に支援するプログラムも存在している。

しかし、最近ではユニコード・コンソーシアムやW3C (World Wide Web Consortium) などの私企業主体の民間コンソーシアムに加えて、ICANN、IETFなどの新種の国際非営利・非政府組織が実質的な国際標準を定める比重が強くなり、その分、途上国側の参加はますます制限されたものとならざるをえない。途上国では多くの場合、そうした組織の存在や重要性にまったく気がつかない。運良く認識できたとしても、実質的に参加するためには年額1万ドルとか2万ドルといったオーダーでの会費や、国際会議に参加するための渡航経費など経済面での負担が大きく、なおかつ内容面を理解し、発言できるだけの専門知識をもった人材が不足しているために、全体として参加のハードルが高すぎるという問題がある。

また、多くのコンソーシアムは、IT技術の開発・販売をビジネスとしているハードやソフトの企業が活動の主体となっている。しかし、途上国側ではそうした提供者側の企業の存在自体が例外的で、IT関連の企業といえども受動的に販売、あるいは技術導入する立場が大半であり、そうした標準化活動に参加するメリットはほとんどないといえる。

### 2-1 情報分野の標準化の方向

言語や文字といった、その社会や民族に固有の価値をもつものについて国際標準を制定しようとする際には、現地の人々、当事国の関係者が策定した原案を基本として検討、制定するといった原則が必要と思われる。そのようなルールを整備しないまま「国際標準」を整備することは、結果として常に先進国側の事情を「押し付ける」ことになる。

ISO (International Organization for Standardization) を中心とした現行の国際標準体系は、工業製品の標準化を基本枠組みとして発達してきたものといえる。物理

的な形態や仕様は、国や文化の差にかかわらず一義的に定義しやすいといえるが、情報分野の言語、文化、著作物は、知的、あるいは記号的な特性をもったものが多く、背後の社会や文化の差異によって、必ずしも一義的には定義できないものも多く扱わなければならない。

インターネットの発展のおかげで、それまでは国境のなかだけで流通していた情報が、国境を越えてまさにグローバルに流通することが可能となり、文化的固有性の高い分野においても、国際標準規格を制定することのニーズが高まったといえる。

## 2-2 情報社会の基本を支える文化的インフラとしての文字コード体系の標準化

文字コードの問題は知的デバイドの典型であり、また新しい形での国際標準活動がもつ問題性を典型的に浮き彫りにするものといえる。

とくに近年の情報技術の普及、なかでもインターネットなどのコンピュータ・ネットワーク技術の応用が急激に進展したために、いかなる社会においても、その成員がコンピュータとネットワーク技術を社会的に広範に利用できること、そのために自分たちが日常的に使用する言語がコンピュータとネットワーク上で自由に使えることが基本要件として求められるようになってきた。

ITの恩恵を受けることは、言語の基本単位としての文字がコンピュータやネットワーク上で自由自在に処理・利用できてはじめて可能となるものであり、それはその国にITが根付くための基本中の基本条件といえる。

ここで、ある国や地域において、自分たちが日常的に使用している言葉がコンピュータとネットワーク上では利用できないとなれば、それだけで「デジタルデバイド」を作り出す主因になるといえるだろう。その意味で、コンピュータ上での言語利用が可能であることは、電気、通信、交通などの既存分野と並んで、その国の文化・社会・経済活動を支える基本としての文化的インフラストラクチャ（社会基盤）とみなすべきである。

先進国では自明ともいえる、自分たちの言語・文字のコンピュータにおける利用が、途上国によってはまったく不可能、ないしはたいへん困難な状況がまだまだ広く存在している。

世界各国の多種多様な文字をコンピュータ上で統一的に処理するための国際標準規格の策定は、大きくは技術標準の国際機関であるISO<sup>6</sup>と、米国を中心とした民間企業の連合体であるユニコード・コンソーシアムとが中心となって進めている。前者は国際条約機関で、

原則として一国を代表する一組織のみが参加でき、そのなかでも所定の会費を支払った正式メンバーのみが票決権をもつ。後者は主に民間の企業・組織単位で構成され、趣旨に賛同して会費を支払えば誰でも参加できる<sup>7</sup>。

両者による文字コードの国際標準化活動は、別々の起源をもつものの、ほぼ同時期にスタートし、それから間もない1991年には共同作業をめざし話し合いが開始され、1993年のISO 10646-1とユニコード Version 1.1において、両者はほぼ同一の内容に到達した。

その後の文字の追加・改定作業においてもこの二つの組織は緊密な連絡を取り合い、組織としての独立性は保たれ、票決方式も異なっているものの、事実上は密接不可分な働きをするようになったとって間違いではない。

もちろん、スコープを同じくする文字コードが世界的にみて国際標準と業界標準とで異なるという意味では、この統一への動きは歓迎すべきもので、高く評価されるべきであろう。しかし、一方が民間企業のコンソーシアムであり、他方が一国単位で加盟する国際条約機関であるという点では、今回対象としている途上国の参加の可能性という問題に対して、単純には片づけられない問題点を内包していることもまた否定できない。

ISOは産業分野全般の標準化を対象としているが、情報技術分野については電気分野の標準化組織、国際電気会議（International Electrotechnical Commission: IEC）と合同部会JTC1を構成し、協力して標準規格化活動を推進している。実際のユニコード・コンソーシアムとの合同作業は、このJTC1の部会SC2の作業部会WG2で行われている。

両者は事実上は密接不可分な形で機能しており、両者の委員会のメンバーには重複も多い。案件によっても相当異なるが、ユニコード・コンソーシアムが主導的に作業を進め、ISOはこれを事実上追認するだけということも少なくないようである。

ということは、民間企業中心の組織が先行して標準の流れを作ることの意味し、途上国側からは、より参加しにくい組織で先に大勢が決められてしまうことになる。

情報技術の分野は技術革新のペースが速いため、標準規格を制定するにしても官僚的運営となりがちな国際組織より、より市場に近い民間企業の感覚を生かした方が、一般的にはよりタイムリーで利用者の実態に即した規格ができあがってくる可能性が高いことは否定できない。しかし、まさにそのために、多くの分野で企業側の利益が必要以上に優先され、いわゆる「パブリック

ク・イントレスト」すなわち公益的観点からのチェックや検討がなおざりにされるおそれもなくはない。途上国側の利害が生かされないという問題も、広くこうした流れのなかでとらえられるべき問題といえるだろう。

### 3. カンボジア文字標準化における デジタルデバイド問題

#### 3-1 カンボジア社会の構成

カンボジアの国民は、民族的にはクメール(カンボジア)人が90%と大半を占めるが、ベトナム系が5%、中国人が1%存在し、残りがチャム人や約30の山岳少数民族となっている。

1人当たりのGDPは260米ドルときわめて低く、アジアのなかでも最貧国の一つである。乳幼児死亡率は新生児1,000人当たり105.06人と高く、平均余命(平均寿命)が全体で48.24才と低い(いずれも1999年推定)。

言語はクメール語が国語で、識字率は、15歳以上で読み書き可能な人の割合が全体で35%、男性が48%と相対的には高いのに対し、女性は22%にとどまり(1990年推定)、教育の普及における男女格差の存在が歴然としている。

周知のように、カンボジアは冷戦に起源をもつ戦乱・内戦状態が長く続き、最近になって、国連による暫定統治機関を経て選挙が実施され、ようやく統一政府による統治が実現したものである。1970年代には毛沢東時代の中国系共産主義に強く影響されたクメール・ルージュが過酷で強権的な政策を進め、200万人ともいわれる人々が虐殺される悲劇を招いた。さらにその後の戦乱により国土は破壊され、貧困も激しい。道路、通信、電力などの各種インフラをはじめ、医療、教育制度など、国として必要な社会的機能が十分に発揮できる状態からは程遠く、外国からの援助への依存度はきわめて高い。

#### 3-2 クメール文字コード問題の背景

カンボジアの国語であるクメール語は、インドから伝わってきた言語の影響を受けつつ独自に発展したモン・クメール語族に属する。そのクメール語を表記するために使われるクメール文字は古代インドのブラーフミ文字に起源をもつが、長い歴史を経て西暦1200年頃からは独自の表記・発音体系を発達させてきた。

同じインド系の文字といっても、ヒンディ、サンスクリットなどで使われる文字は北インドのいわゆるデーヴァナガリ系統の文字である。これに対して、ビルマ、ラオス、タイ、クメールでそれぞれ使われている文字は、

南インド系のグラタ文字に起源をもつブラーフミ文字の系統の文字であって、その特性は北インド系の文字とは相当異なるところがあるとされる。

今回の調査対象として取り上げたクメール文字の標準化をめぐる混乱は、原案を提案した欧米系の人たちが、こうした言語と文字の複雑な背景や歴史的文化的経緯などを十分に考慮に入れず、クメール文字とそれを利用する人々への理解が不足したまま、ヒンディなどの北インド系の文字と同様の方法で強引に処理しようとしたことが大きな原因と推測される。また、その過程で、当事者であるカンボジア人の意見を十分に聞こうとしなかったことも問題を紛糾させている原因といえる。

#### 3-3 複雑なクメール文字の構成

クメール文字は、以下に概略を示すようにかなり複雑な構成をしている。ただし、以下の記述は一般の読者にもわかりやすい形で問題点を端的に描写することを主目的とし、また筆者は言語学の専門家ではないため、厳密な正確性にはあえてこだわらなかったところがあることをあらかじめお断りしておきたい。なかには、言語学者同士でも見解が対立するところもあるようである。

クメール文字は表音文字で、英語などと同様に母音と子音の組合せで表記される。ただし、通常は右から左へと文が書かれる。通常の子音文字が33あるほか、ほとんどの子音文字は連続子音の2番目や3番目の音を表すための特別の字体、いわゆる「子音の脚(サブスクリプト・コンソナント)をもつ。この「脚」の理解と処理方法が、現在の標準化をめぐる最大の論点の一つとなっている。カンボジア側が批判している現行のISO/ユニコードで採用しているコード体系では、この脚を独立したものと認めていないのである。

子音文字と脚は、通常は一対一対応をするのが原則だが、さまざまな例外がある。

母音は、学説によっても異なるが、二重母音を含めて29ほどあるとされる。ただし、日本語などとは違い、通常は母音だけで単独で用いられることはなく、必ず子音に添えて使われる。母音から始まる場合には特別の文字が使用される。その他、感動符、繰返し、母音や子音の変化などを表す記号がある。

このような複雑な表記体系をもつクメール文字であるが、コンピュータ上でカンボジアの一般の人々が広く混乱なく利用できるようにするためには、そのコード体系を標準化することが必要である。本来なら国内で統一規格を定め、それが国際標準として採用されることが望ましいが、実際には国内でさまざまな体系が乱立してい

るままである。

現在カンボジアでは、全部で20種類ほどの異なる文字フォントのセットが使われているといわれる。これらの文字フォントは互いに異なるコード体系をもつために、相互の互換性がなく、結果として著しい非効率を招いている。政府の同じ省であっても、部局が異なると文書の互換性がないといった例も珍しくないという。

### 3 - 4 ISO/IEC 10646 およびユニコードで正式決定

クメール文字コード体系の標準化原案は、ユニコード・コンソーシアムと情報技術の国際標準を制定するISO/IEC JTC 1の SC2 WG2において、英国人モリス・ボウハン氏とアイルランド人のマイケル・エバーソン (Michael Everson) 氏により提案され、2000年に国際標準ISO/IEC 10646 およびユニコードの標準規格に採択された。ユニコードで採択されたということは、Windows など主要な商業アプリケーションにその文字体系が実装される可能性が高いことを意味し、国際的に大きな影響力がある。

### 3 - 5 カンボジア政府が公式に異議申し立て

この間、現地カンボジアではこうした動きはほとんど知らされておらず、国際標準活動とは無関係に各種の文字コードが乱立してきた。

こうした状況に対して、1999年、日本の(財)アジア太平洋研究会が外務省の補助金を受けて「クメール言語学プロジェクト(KPP)」を推進し、独自のコード体系と入力システムを作成する活動が推進された<sup>\*8</sup>。KPPは2000年に試作案を完成し、現地の人々からの評価も高かった。

カンボジア側の参加がほとんどないまま決定された国際標準ISO/IEC 10646は、KPPを中心とするカンボジア側の人々から強い批判を招いた。彼らの主張は大きく以下の2点に集約される。

第一は、標準案を策定するプロセスで正当なカンボジアの代表がまったく関与しなかったという点で、手続き上重大な瑕疵があるというものである。

第二は、採択された規格は、前述した脚の処理方法を中心にカンボジア人にとって不自然なものを多く含み、カンボジアでは通常使用されない文字記号が恣意的に入れられているなど、内容上問題が多いというものである。

カンボジア政府は、自分たちの民族が使う文字の国際標準の行方について強い関心を持ち、2001年5月、国家情報技術開発委員会(National Information &

Communication Development Authority: NiDA)が、JTC1の議長と事務局らに正式の抗議文を送付した。

さらに2001年10月には、カンボジア政府産業標準局が公式に認定している「クメール文字標準化委員会」が、カンボジアを代表して正式の抗議文を同委員会に送付するという事態になったものである。

クメール文字のコード体系の標準規格の制定は、カンボジア人以外にとっては経済的にも文化・社会的にも、ほとんど何のメリットも感じられないだろう。しかし、カンボジア人にとっては、国内に情報技術を普及させ、その恩恵を受けるという意味で経済的なメリットは大きく、なおかつ自分たちの文化を正しく継承・発展させるという文化・社会的なメリットの両者にもかかわる、きわめて重大な問題である。

そこで、クメール文字標準化委員会は、異例であることは十分承知したうえで、あえて抗議状を送付したのである。

WG2からは、多国間の技術標準を策定する国際標準では、いったん制定されたものを後から変更することは認めないのが原則だという主張がなされている。正統な手続きを経て制定されたものは、仮に多少の誤りがあったとしても、後からなされる異議申し立てに対応すると最終的な標準案が確定できず、標準案を製品に実装する作業が行われなくなるおそれがあり、実装作業の進行途中で規格が変更されれば異なる規格が並立して互換性が損なわれるというのがその根拠である。

カンボジア側は、韓国のハングル文字など、過去にもいったん正式に決定された標準が後から大幅に変更された前例があることを指摘し、現在の標準案は内容的に容認できるものではないとして修正・変更を要求しているものである。

カンボジア側は、さらに以下のように主張する。

カンボジアには1995年から公式の政府機関であるカンボジア産業標準化局(ISC)が存在し、ISOの購読(サブスクリプション)メンバー(情報受け取りのみで、票決権はない)となっていたが、ISOないしJTC1からクメール文字の国際標準化について何らの連絡も受けなかったという。

これは、WTO加盟国は国際標準化活動に途上国の関連する組織が代表・参加できるように積極的に働きかけなければならないと定めた、1995年のWTOのTBT合意 Article 12.5 の精神に反すると指摘している。また、同様の原則がG8のDOTフォーラムおよびe-ASEANタスクフォーラムの公式文書でも確認されていると述べ、それを無視したクメール文字へのアプローチは、途上国のみ

ならず、完成した標準とそれを制定した国際組織そのものへの信頼性や権威を損なう懸念があるとまで述べている。

### 3 - 6 現地調査による所見

GLOCOMでは、このクメール文字コード問題を中心に、カンボジアにおけるデジタルデバイドの状況が実際にどのようなものであり、かつ今後どのような協力策を求めているかを調査するために、2001年12月にプノンペンを訪れ、政府関係者を訪問するなどして調査を行った。

クメール文字標準化問題については、首相府次官補で、クメール文字標準化委員会の実質上の責任者であるソラサク・パン氏が、同委員会の主要メンバーを招集して会合をもち、現状と今後の方向性について、また、政府およびクメール文字標準化委員会としての方針について説明を受けた。

彼らの説明によると、クメール文字の標準化問題は、文化・社会といった国の根幹にかかわる重要な問題で、カンボジア人の参加なく決定された現行規格は、一般のカンボジア人からみるときわめて奇異なものが含まれており、到底容認しがたいものであるという。

その一方、クメール言語学プロジェクトの活動の結果、カンボジア人からみて満足できるだけのコード体系と入力システムがすでに完成しており、できればこれに差し替えることが望ましいと強く願ってきた。

しかし、ISOシンガポール会合に出席した結果、ISO側の委員会の姿勢が相当強硬なもので、現状の不十分な標準案がそのまま実装に移行してしまう可能性が高いと認識し、憂慮しているというのが正直な実態であるという。いったん標準案が採択された場合、たとえ正統な代表が参加してなく、また手続き上の落ち度があったとしても、その変更はよほどの事情がなければ受け入れられないということを感じていた。

したがって、このまま抵抗を続けても結果として変更が認められなければ、それだけかえって実装が遅れ、カンボジア国内で、国際標準に沿ったIT製品を利用することを時間的にますます遅れさせてしまうというジレンマがあることはよく認識している。

だからといって時間的メリットを優先させて妥協をしまわなくては、今後何十年にもわたって子孫に至る世代から、「自分たちの文化的な伝統に反する標準を押し付けられ、受け入れたとして非難されることは明らかで、そういう文化的な価値を守ることも政策上の重要な優先課題であり、安易に妥協を受け入れることはできな

いという。

なお、この問題は、フン・セン首相も強い関心を寄せており、昨年5月には新入力システムのデモを見てたいへん高く評価しているという。

調査主体であるわれわれは実際の当事者ではなく、傍観的に、断片的に、距離をおいて観察しているという限界があるから、その観察と判断には当事者にしか理解できないファクターは含まれていない。

それでも、あえて主観的に所見を述べるとすれば以下のようなになるだろう。

どのような方向で決着をつけるとしても、実際にクメール文字を使用し、受益者となるのはカンボジア国内の人々である。

カンボジア政府、標準化委員会、KPP側が最初に努力すべきであると思われるのは、まず国内の意見を十分にすり合わせ、統一的な合意を形成することであろう。

現在使われているフォント・ファイルを作成、提供している主体、言語学者に加えて、業務面でクメール文字による情報処理に携わっているビジネス・ユーザー、行政関係者など、かなり広範な人々を集めて対話を行い、その結果を的確に文書化し、あらゆる当事者に提示していくことが望ましいだろう。

本来なら、国内における標準規格とは、そうした国内におけるいわばボトムアップ型での、当事者全体が参加して行われる合意形成が基礎となってはじめて成功し、受け入れられるものであろう。とくに言語にかかわる問題などでは、そうしたプロセスは重要と思われる。

現在カンボジア政府はISOに対して年間2,000ドルを払い、議決権がなく情報を受け取るだけの「サブスクリプション・メンバー」になっているが、今回の問題を契機に、2万ドル前後の負担金を払って「フルメンバー」となり、票決権を得ようと考えている。だが、そうやって一票を投じる権利を獲得しても、委員会でいえば多数のうちの一票にしか数えられない。フルメンバーとなるのは、ならないよりはベターだが、あくまで象徴的な重みを加えるだけで、それによって確実に望む結果が得られるというものでもない。

しかし、フルメンバーになると同時に、国内において実質的にさまざまな標準化活動を推進し、実装作業を含めて十分な実績を重ねていくことは、カンボジアの情報化の推進に大きく効果があることは明らかであり、また必要でもある。ただし、そのためには相応の資金と人員が必要である。まだまだ厳しい状況のカンボジアの経済、財政を考えると、外部からの支援が必要であることは明らかである。

その意味では、これまでCICCなどによって行われてきた途上国援助の一貫として情報技術分野での標準化を支援する活動は非常に貴重なものであり、今後さらに増強され、また他の団体組織も含めて、より総合的な視点から推進される必要があるものと思われる。

この点では、わが国が G8 DOT フォースの行動計画に国際標準化組織への途上国の実質的な参加を支援することを盛り込むよう主張し、実際にそれが認められたことは重要である。今後とくに文化的に西欧諸国とはかなり異なるアジア諸国を中心にこうした分野に積極的に関与していくことは、国際社会における日本の存在感を強化するうえで重要な貢献を果たすものと思われる。

#### 4. 参考資料

- 1)「東南アジアに見るデジタル・ディバイド」三上喜貴 (長岡技術科学大学)
- 2)「イコール・ランゲージ・オポチュニティー」三上喜貴 (長岡技術科学大学)
- 1) 2) いずれも<<http://kjs.nagaokaut.ac.jp/mikami/>>
- 3) トニー・グラハム著『Unicode標準入門』、乾和志・海老塚徹訳、関口正裕監修、翔泳社、2001年
- 4) The Unicode Consortium, <<http://www.unicode.org>>
- 5) International Organization for Standardization (ISO), <<http://www.iso.ch>>
- 6) International Electrotechnical Commission (IEC), <<http://www.iec.ch>>
- 7) ISO/IEC JTC1, <<http://www.jtc1.org>>  
ISO/IEC JTC1/SC2, <<http://anubis.dkuug.dk/jtc1/sc2/>>

- \*1 全体は、外務省による「仮訳」が以下にある。  
<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko\\_2000/genoa/it5.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/genoa/it5.html)>
- \*2 <<http://www.glocom.ac.jp/dotforce>>
- \*3 <[http://www.glocom.ac.jp/project/chijo/2001\\_08/2001\\_08\\_18.html](http://www.glocom.ac.jp/project/chijo/2001_08/2001_08_18.html)>
- \*4 Shumpei Kumon: "Closing the Horizontal Digital Divide", <<http://www.glocom.ac.jp/proj/kumon/paper/index.html>>
- \*5 <[http://www.dotforce.org/reports/Summary\\_ConfCall\\_Dec\\_2001.html](http://www.dotforce.org/reports/Summary_ConfCall_Dec_2001.html)>
- \*6 文字コードの国際標準化作業は、正式にはISOに加えてIEC(International Electrotechnical Commission)が加わり、合同技術委員会第2小委員会(ISO/IEC JTC1 SC2)で行われている。
- \*7 正規のメンバーあるいはリエゾン・メンバーとして入っている政府機関もいくつかあるが、主体は民間企業である。
- \*8 <<http://www.nira.go.jp/icj/tt-sric/nen1999/1028.html>>

「智場」記事一覧

# Peer-to-Peer をめぐる話題

小林寛三

(日本テレマティーク(株)取締役ITビジネス本部長 / GLOCOMフェロー)

昨年11月5～8日、O'Reilly主催「Peer-to-Peer & Web Services Conference」に、土屋大洋GLOCOM主任研究員とともに参加してきた。この会議は、あの9月11日事件で一度延期されたもので、まだ炭疽菌騒ぎの続くワシントンD.C.での開催であった。2002年1月22日のIECP研究会では、小林(筆者)が講師を務め、会議の概略を掲題のテーマで報告させていただいた。

## 1. 第三次インターネット

会議では、P2P( Peer to Peer )の開発関連の大手やベンチャーのみならず、議会のインターネット推進リーダであるR. Boucher下院議員、サイバー法に関するオピニオンリーダのL. Lessig教授、あるいはNapsterを訴えた側である米国レコード工業会長のH. Rosen女史などの多彩な顔ぶれの講演を含め、3日間熱心な議論が続いた。

初期のインターネットを第一次、WebやMosaic登場以降を第二次とすると、P2Pの登場は、第三次の変革をもたらすとされる。P2Pは2000年夏ごろから注目されてきた。現在のP2Pの状況は、Webが登場してきた1990年代初期に相当し、その後、Webに起こったと同様に多くの変化がペースを速めて進展している。

また "Web Services" は、UDDIというレジストリへ問い合わせ、WSDLによるサービス記述を確認し、XMLで記述された他のWebサービスをSOAPプロトコルを通じて受けるものである。これはサーバ中心とはいえ、従来のWebを拡張したサービスとして技術の標準化が進み、P2Pに先行して登場してきた。このため今回の会議では、P2Pと並んで、Web Servicesも主要なテーマとして取り上げられた。

## 2. P2Pの特徴は "PIE"

P2Pアプリケーションとは、情報をすべてWebサーバにアクセスして得る受け身のクライアント(いわば「暗黒物質」)ではなく、「ネットワークの周縁に接続されたクライアントが、サーバと同じく、情報を処理し、コンテンツを保持し、またクライアントを扱う人間が特定され、つながる状態にある」ことをいう。この定義を構成する以下3要素の頭文字をとると "PIE" となる。

- (1) コンピュータ、データ、人間は、それぞれネットワーク上にいつでもアクセス可能な "Presence" が確認できること。
- (2) IPアドレスだけでなく、対象とするファイルや人間をネットワーク上で特定できる "Identity" 機能。
- (3) さらにサーバだけでなく、ネットワークの周辺に位置する多くのクライアントが情報を処理し、保管することで "Edge resources" を活用できること。

端的な事例として、いつでもネットワーク上の相手とチャットができる Instant Messagingでは、すでにサービスを提供しているICQ、AOL、MS、Yahooに加え、オープンなJabberも登場してきた。

また、分散コンピューティングの例としては、世界中のPCの空き時間を利用して地球外文明からの電波をスクリーンサーバによって少しずつ解析するSETI@homeが有名だが、医学や薬学分野でも同様の試みが利用されている。

## 3. P2Pの市場動向

P2Pはまだ黎明期にある。P2P関連ベンチャーの多くは1999年～2000年に設立された。ファンドは十分ではないもののベンチャーキャピタルの注目度は高く、2002年～2003年には利益を見込んでいいる。それらの開発分野は、P2P環境での協業、ファ

イル共有、分散コンピューティングおよびP2Pインフラ関連分野である。SUNのJxtaやMSの.NETなど、P2P専用のアーキテクチャが提唱されているものの、現状ではすでに標準化されているXML、SOAP、UDDIなどの技術利用が先行している。P2Pの課題は、帯域、セキュリティである。CPUパワーアップ、HDD容量増加と相まってのブロードバンドと常時接続環境の普及は、インターネットのTV化ではなく、P2Pによるユーザ参加型の多様なGFN ( Group Forming Network ) 的なネットワークの価値増大の方向こそが本命となることを期待したい。

#### 4. まとめ

純粋なP2PであるGnutellaより、Napsterの方がむしろ話題となった。Napsterは、訴訟を機に2001年7月にいったんサービスを停止し、現在は、レコード工業会などとの妥協を模索中で、今後、音楽のデジタル配信がどう実現されるのかは要注目である。またP2Pは、帯域とセキュリティの確保が容易な企業内グループウェアとして、あるいはCRM ( Customer Relationship Management )、ERP ( Enterprise Resource Planning ) やKM ( Knowledge Management ) などパッケージと連携した拡張利用など、むしろ企業グループでの利用が早いと思われる。P2Pのマインドセット ( Mindset ) と標準化の準備は整っており、ジョージ・ギルダールの『テレコズム』の進展に沿ったターゲットは、むしろはっきり見えていると言えよう。

小林寛三 ( GLOCOMフェロー )

「智場」記事一覧

# 早稲田大学講演会 参加者名簿事件を考える

青柳武彦  
(GLOCOM 主幹研究員)

## データ・プライバシー権

日本ではプライバシー権は、憲法第13条の「幸福追求権」にかかわる人格権の一部として考えられており、極めて問題が多いのであるが、それは本稿のテーマではないので触れない。その侵害は刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪の隣接犯罪、あるいは民法上の不法行為として多くの判例法で認知されている。しかし、法律の条文に「プライバシー」という表現があるわけではない。

個人情報データベースにかかわるプライバシー(以下データ・プライバシーと称す)権の保護については、OECDの勧告<sup>\*1</sup>やEU指令<sup>\*2</sup>などにより国際的な規模で緊急に対応することの必要性が指摘されている。我が国においても、2001年度の通常国会に「個人情報保護法案」が提出されたが、秋の臨時国会に持ち越されてしまった。しかし、ここでも自衛隊の海外派兵問題等やテロ対策支援関連法案の影響を受けて再び持ち越しとなり、2002年度の通常国会において審議される予定となっている。なお、この法案にも「プライバシー」という言葉は使われていない。

通常、法律上の権利は、まず自然権的な権利として生成される。これが社会における道徳的な権利として互いに尊重されるようになり、次に判例法の上で実質的に認知される。そして最終的に法律上の権利として成文化されるのであるが、日本におけるプライバシー権確立上の位置はからに至る過程にあるといえる。このような過程においては、とかく権利の主張が過剰になりがちであるが、むしろ内容を限定的にかつ詳細に規定してその代わりにしっかりと確立することが肝要である。何でもかんでもプライバシー権を主張するようなことでは、肝心の権利の確立さえも危う

くなるというものである。

そのような、プライバシー権の範囲について考えさせられる問題が早稲田大学において生じている。以下に詳細を述べるが、江沢民・中国国家主席を早稲田大学が招聘して、講演会を開催した。大学は参加希望者に事前登録をしてもらって、その名簿を警視庁の要請に応じて警備の便宜の為に提出したものだが、それを学生がデータ・プライバシー権の侵害であると訴え出て裁判になったものである。第一審では大学側の勝訴となったが、控訴審では逆転して学生側の勝訴となった。大学側は、おそらく最高裁に上告することになるだろう。

## 事件の経緯

1998年11月28日、早稲田大学当局の招聘により同大学・大隈講堂において、国賓として来日した江沢民・中国国家主席による「歴史をかがみとして未来を切り開こう」と題した講演会が約40分にわたって行われた。参加申し込み者は氏名、住所、及び電話番号(学生は氏名と学籍番号)の事前登録が求められ、登録者には後日「入場証」が送付され、当日はこの「入場証」の提出が求められた。大学は警視庁に警備を依頼し、警視庁の要請に応じて参加申し込みを行った学生・留学生約700人、教職員及び一般招待者約700人、合計約1,400人の名簿を提出した。なお、参加申し込みの登録の際には、大学側からは当日は金属探知機の使用や手荷物検査が行われることについての告知はあったが、参加者名簿が警視庁に提出されることについての告知はなかった。

大学側は、事件前後の学内の状況について次のとおり説明している。すなわち「学内では学生・教職員から相手にされなくなった革マル派が、法廷を舞台に早稲田大学を一方的に学生の自治活

動を規制・弾圧する大学と虚偽の主張をし、社会の指弾を早稲田に向けさせる戦術を取り出したと見ることができるだろう。しかし、革マル派がいかにかに言おうと、いかなる場合であっても本学は彼らを含めて学生・その団体を思想・信条・主張等で差別、弾圧したことは毫もない」と述べ、「革マル派は、これまで学生運動の拠点校としてきた早稲田大学が、早稲田祭中止に象徴される大学の学園正常化への取り組みに危機感を募らせ、大学が推進する諸事業を『学生自治破壊・サークル活動規制のための早大改革』と歪曲して主張し、大学の秩序・ルールを無視した自分達の学内活動を正当化する一方で大学攻撃を行っているのである」と主張している<sup>3</sup>。

当日の江沢民国家主席の講演会は、早稲田大学OBの小淵恵三首相(当時)を含めて約1,000人が参加して行われたが、過激派の学生達が「江沢民主席訪日絶対反対」の垂れ幕を立てて抗議するという異様な雰囲気であったという。現実には3人の学生が講演会を妨害して逮捕されるに至った。別件であるが、後に大学の教授会がこの学生を譴責処分にしたところ、処分された学生3名が、参加者名簿を警視庁に提供したこと、大学が逮捕に荷担したこと、及び処分は違法で無効であるとして、損害賠償、処分の無効確認、及び謝罪を求めて提訴した事件が、本件とは別に進行中である。大学側はこれに対して、本件と同様に名簿提供は正当な理由に基づく行為であって違法性がないこと、大学が逮捕に荷担した事実はないこと、及びプライバシー権、学問の自由、思想信条の自由、人身の自由に対する侵害はない、と主張している。

#### 第一審(大学勝訴)

1999年12月3日、6人の学生がこの名簿提出は個人情報の目的外使用にあたりプライバシー権侵害に相当するので違法と主張して、大学に対して一人あたり33万円、合計198万円の損害賠償を求めて民事裁判を提起した。大学側は、プライバシー権、学問の自由、思想信条の自由、人身の自

由、に対する侵害の事実はなく、名簿の提供は正当な理由に基づく行為であって違法性はないと主張した。また個人情報の目的外使用の点については、大学当局は以前から大学名で出した告示などにおいて、「今後は学生等に名簿を提供することを事前に知らせて講演会を開催する」と明言していたのであるから、今回この講演会を特定して明示的に「学生等に警察へ名簿を提供する」と事前に知らせなかったとしても、名簿提供については参加者の黙示的同意あるいは推定的同意があったと考えることができると主張した。

2001年4月11日、第一審の東京地裁においては、加藤新太郎裁判長は、一応は「氏名、学籍番号、住所、電話番号を記した名簿を提出したのは不適切であり、プライバシー侵害である」と認めつつも、外国要人の警備のための名簿提出は社会通念上許容されるものとし、名前などの情報は他人に知られたくないと感じる程度が低いので「原告らが蒙った不利益は抽象的なもの」と述べ、違法性はないとして請求を棄却した。また学生側の「行政の要求に安易に応じて個人情報を提供した行為は学問の自由に反し、講演会への参加を警察に知られ、思想の自由も侵害された」との主張についても、「学問研究活動が制約されたとは認められない」と述べてこれを退けた。

#### 控訴審(学生逆転勝訴)

原告の学生は、これを不服として控訴した。大学側は引き続き、名簿提出は警備に万全を期し、江主席の安全確保のためには必要不可欠であったと主張した。控訴審の東京高裁における判決は2002年1月16日に行われたが、近藤崇晴裁判長は判決にあたり次の諸点を指摘した。

すなわち、大学側は独自のガイドライン、すなわち個人情報保護規則を制定するなど個人情報保護の重要性を認識していたこと、江主席の承諾から講演当日まで約4カ月の時間的余裕があったこと、及び警視庁は参加者名簿の提出を秘密とすることを早大に求めておらず告知に対する支障がなかったこと、等である。その上で、「名簿提出を

講演会の参加申込者に告知することは容易だったのに、同意を得ようとしなかったのは大学の手抜きで、配慮に欠けた」と判示し、「大学側にやむを得ない事情はなく、違法性は阻却されない」として一人1万円、合計6万円の支払いを命じた。

なお早大独自のガイドラインとは、個人情報保護に関して大学当局が収集した個人情報の適切な取扱いに関するもので1995年5月に施行している。その中で目的外使用を禁止しているが、例外として、本人の同意があった場合、法令の定めによる場合、その他学内に設置されている「個人情報保護委員会」が正当と認めた場合、を規定している。早稲田大学としては「名簿はこの委員会の了承のもとに提出したものであること、国賓のような要人の保護は警備当局の協力なしにはできないことは明らかであるので、参加者は名簿が警備当局に渡ることを当然、予想していた筈である」と主張した。

#### 判決の考察

第一審及び控訴審ともに、プライバシー侵害があったと認定している。しかし第一審においては、警備上の都合という違法性阻却事由があったことを認めており、追加事情として「名前などの情報は他人に知られたくないと感じる程度が低いので原告らが蒙った不利益は抽象的なもの」と述べている。正当業務あるいは公共の利益を図るといって違法性阻却事由が立派に成立しているのであるから、原告の不利益が軽かろうが重かろうが、関係なしに違法性が阻却される筈であるから、追加事情はいわば参考に過ぎない。

控訴審においては、驚いたことに違法性阻却事由が存在することが無視または軽視されて、「事前同意を得なかったのは配慮に欠けるので違法である」とされた。ただし違法性の程度は極めて低いとして一人1万円という極めて低い賠償を命じたものである。

この東京高裁での逆転判決を受けて、大学側は「極めて遺憾」として上告<sup>\*4</sup>を検討していることを明らかにした。これについての報道記事を見ると、

控訴審の判決についての一般的な理解は、たとえ警備・公安という公益性の高いかつ正当な目的であったとしても、適正な手続きを踏まずに黙って第三者に個人情報を提供するというような手続き上の瑕疵があると違法になる、ということを示したものとなっているようである。しかし筆者は次に述べるような疑念をもっている。

#### プライバシー権侵害は成立するのか

第一に、そもそもプライバシー権侵害が成立するのだろうか？ 本件の発端は、講演会への参加者名簿を提出したことが個人情報保護の原則に違反しているというものである。個人情報を保護しなければならない理由は、プライバシー権を尊重しなければならないからであるが、すべての個人情報がプライバシーに属するというわけではない。不可侵私的領域に属する情報のみがプライバシーとして保護されるのであり、その範囲は社会通念により個別に決定されるので、極めて相対的かつ流動的である。換言すれば、プライバシーに属しない個人情報は保護する必要がないのである。

プライバシー権には、個別的個人のプライバシー権と、個人情報データベースにかかわる集合的プライバシー権すなわちデータ・プライバシーがある。個別的な個人のプライバシー権には絶対的な領域サイズがあるわけではなく、極めて相対的である。すなわち社会環境別(市民社会の成熟度、混雑度、安全度等)、情報主体別(囚人のプライバシーのサイズは限定的)、開示対象別(親子、恋人同士など親密度による)、情報収集の目的別(医者の診療など)によりその都度変わると考えるべきである。

しかしデータ・プライバシーは、対象が極めて多い集合的な概念であるから個人の状況に合わせて個別に扱うことは不可能である。したがってデータベース全体を一律に扱わざるを得ない。また、データ・プライバシーの領域を広く取ることは円満な社会生活の極めて大きな阻害要因となるので、最低限度のものにとどめざるを得ないのである。

また、プライバシーに属する個人データであっても、プライバシーの度合いによって階層(レイヤー)的に分けて考えなくてはならない。最上層には個人の容貌などの外形的特徴、名前、性別等があり、通常プライバシーは存在しない。その下には住所、家族構成、職業等のレイヤーがあり、場合によっては軽度のプライバシーが存在する。さらにその下にはクレジット番号、年収、購買履歴等があり、最深層には債権債務状況、遺伝情報、前科経歴等がある。

最深層の個人データはセンシティブ・データと呼んでおり、データベース化はおろか収集も禁止されるべきものである(2002年度国会に向けて継続審議となった個人情報保護法案にはこのような階層的な考え方がない)。本件で問題となった「氏名、学籍番号、住所、電話番号」程度の情報は、本件に関する限りとりたててプライバシーに属するとはいえない程、上のレイヤーの問題なのである。

確かにプライバシーのない氏名であっても特定の講演会などへの参加という事実と結び合わせられると、ある種のセンシティブ情報となる場合がある。しかし、それはプライバシーの問題ではなく、言論の自由、表現の自由の問題等の他の種の問題である。しかも、本件の場合には国賓として来日して大学当局が招聘した人物による講演会であり、時の内閣総理大臣が列席したほどの正々堂々たるものであった。非合法政党(仮に存在すると)や秘密結社の集会への参加ではない。したがって筆者は、本件をデータ・プライバシー侵害の問題として扱うこと自体に批判的である。

#### 違法性阻却事由の存在

第二に、仮に百歩譲ってデータ・プライバシー侵害が成立したとしても、控訴審が「同意を得ようとしなかったのは大学の手抜きで、配慮に欠けた」とし、「大学側にやむを得ない事情はなく、違法性は阻却されない」として、名簿提出が公共の利益を図るための正当な行為であったという違法性阻却事由の存在を全く無視してしまったのは、極めて乱暴である。もし違法性阻却事由が成立するの

であれば、同意取得の手続きは必ずしも必要ではないのだから、同意取得手続きにおける瑕疵の問題は、相対的に小さな問題となるからである。

ただし、大学側の「以前、今後は名簿を提供することを明らかにして講演会を開催すると告知してあったのだから、今回特に告知をしなくても参加者の黙示的同意あるいは推定的同意があったと考えられる」との主張には無理がある。単に「正当な行為だから事前告知の必要はない」とのみ主張すればよかった。

もし、事前の承諾を得るのであれば、それだけで正当な行為となるから、違法性阻却もへちまもない。一般には他人の虚偽の経歴を暴くことは、たとえそれが真実であっても名誉毀損及びプライバシー権侵害の罪に問われるが、本人が選挙の候補者である場合は、虚偽の経歴を暴くのは公共の利益のためであるから違法性が阻却される。もちろん虚偽を暴くにあたって本人の事前の承諾を得る可能性はないだろうが、その必要もないのである。

一般に不法行為責任の成立を阻却する事由としては、正当防衛、緊急避難、被害者の承諾、正当(業務)行為、緊急自力救済、公共の利益などがあるが、本件の場合には、大学当局の行為は「要人の警護という公益性の高いかつ正当な目的のため」という公共の利益のための正当な業務であるから明らかに違法性が阻却されるべきである。ということは、必ずしも参加者の事前の承諾を得る必要がないということの意味する。事前に同意を得た方が良かったに決まっているが、それは本質的な問題ではなかったのであるから、同意取得手続きに瑕疵があったことは本質的問題ではない。本控訴審の判決は、一般には「たとえ公益性の高いかつ正当な目的があったとしても、手続き上の瑕疵があると違法になると理解されているようであるが間違いではないか。

したがって本件は、次項で述べるようにプライバシー侵害の問題というより先学問・研究の自由や大学の自治・自律という問題に帰すべきものであったと考える方がよい。なお結論を先にいえば、筆

者は第一審の判決どおり名簿の提出によって「学問研究活動が制約されたとは認められない」と考えるものである。

名簿提出は学問・思想・信条の自由を侵すか

この事件に関連して新聞、雑誌、及びインターネットには早稲田大学当局を非難する意見が續々と寄せられているが、いずれもデータ・プライバシー侵害を問題にしているわけではない。曰く、講演会参加者名簿を学外に提供するが如きは大学の自治と自立性を自ら放棄するものである、学問の自由や真理の追究はあらゆる権力の監視や干渉を排斥して実現されるべきものである、国家権力による管理と支配を排除するためには投獄も辞さない覚悟が必要であるのに自ら名簿を提出するとは恥ずべき犯罪行為である、大学においては思想・信条・行動についての完全な自由と秘密が護られなければならない、等々と極めてハイトーンで、いささかヒステリックでさえある。

しかしこれらの批判は、本件をデータ・プライバシー侵害問題としてとらえるより、はるかに本質的な点を突いていると思われる。もとより筆者も学問と真理の追究の自由には、最大の価値を認めているものであるが、問題はそれほど簡単ではない。

現実に当日の講演会は過激派学生(大学当局の説明によれば革マル派が中心)による江沢民主席訪日反対の垂れ幕が林立する中で行われた。講演会場の中でも「核軍拡・人民弾圧反対」と書いた横断幕を掲げ、かつ「中国の核軍拡反対」などと叫んで妨害した3人の学生が「建造物不法侵入・威力業務妨害 現行犯の疑いで逮捕<sup>\*5</sup>される」という状況であった。つまり「Clear and present danger<sup>\*6</sup> (明白かつ現存する危険)」が存在していたのである。

そのような状況において警備当局の支援を得ること、その便宜のために参加者名簿を提供することは、思想・信条・行動の自由を護るための正当かつ合理的な行為であったと考える。なお、逮捕された学生はこれは表現の自由の制限であり言論の自由への不当な弾圧であると主張しているが、他者の表現の自由を制限し、他者の言論の自由を

妨害することを許容する言論の自由は存在しない。彼らのこのような実行使こそ、学問や思想信条の自由を阻害するものである。

真に学問・思想・信条の自由を護ろうとするのであれば、このような妨害活動をこそ排除すべきものである。1968(昭43)年6月17日の東大安田講堂への機動隊導入(医学部紛争開始)に端を發して1969(昭44)年1月18日に安田講堂占拠学生排除に至るまでの長期的な東大の学園紛争を振り返ってみて、真に学問・思想・信条の自由を護ろうとしたのは占拠学生だったのか、大学当局及び警察の機動隊だったのかを考えてみるべきである。

この講演会は、国賓である江沢民主席が行うものであり、時の首相も列席して行われたものである。これを大学当局の対応能力のみで行うのは到底無理であったことは火を見るより明らかである。もし警察の力を借りることをよしとしないのであれば、このような講演会は実施できないし、それこそ過激派学生の思う壺であったに違いない。

そもそも警察当局はアプリオリ(a priori)に自由や安全の敵なのであろうか。2001年9月11日の同時多発テロ事件以来、色々な価値観が一挙に変わったが、その中でも大きく変わったのは国家や行政の行為に対する国民の意識である。特に米国においては国家権力を排除または反対することこそが自由の確保であるとの風潮が強かったのであるが、現在では国民生活の安全と平和を確保するためにはプライバシーの制限もやむを得ないと考え方が一般的になって、色々な面で国家に対する協力姿勢が目立つようになっている。

大学における学問・思想・信条の自由を、警備当局との連携と協力をもって護ることは現実的かつ合理的な解である。たしかに現在の警察機構には不祥事件もあり問題点もなしとしないが、公平に見て国際的レベルからいっても日本の警察は最も清廉で優秀な組織である。我々が警察を信頼して共同して自由と安全を護ろうとしてこそ、そのような問題点も解決されてゆくものである。裁判所は本事件を処理するにあたって、はつきりと原告の請求を棄却すべきであったのである。

- \*1 OECD勧告:OECD理事会は、1980年9月23日に略称「O E C D プライバシー・ガイドライン」(Recommendation of the Council concerning Guideline governing the Protection of Privacy and Transborder Flow of Personal Data)を決定した。この勧告には個人データ保護を国内に適用する場合の基本原則として次の8項目が示されている。(1)収集制限の原則、(2)データ品質確保の原則、(3)目的明確化の原則、(4)利用制限の原則、(5)安全保護の原則、(6)公開の原則、(7)個人参加の原則、(8)説明責任の原則
- \*2 EU指令:EUは、1995年10月にEU指令95/46を採択し、OECD 8原則をさらに発展・強化した。とくに、個人は商用データベースの情報処理を拒否でき、損害が発生した場合の立証責任をデータベース管理者に転換するなど、自己情報コントロール権をさらに進展させている。また、個人情報の保護のレベルが十分でない第三国への個人情報の移転を制限する方針を打ち出している。
- \*3 <<http://www.waseda.ac.jp/student/weekly/contents/2001a/nt18.html>>
- \*4 <<http://www.mainichi.co.jp/digital/network/archive/200201/16/10.html>>
- \*5 逮捕された学生は起訴は免れた。
- \*6 米国最高裁が形成した表現の自由に関する法理。1919年、ホームズ(Holmes)裁判官は、ある表現行為が「明白かつ現存する危険」を生じる弊害がある時には、合衆国憲法が表現の絶対的自由を規定しているにもかかわらず、言論の規制を行うことが許されるとした。ハリソン・フォードの主演により同名の映画が制作されている。その後共産党の活動が激しくなった1950～60年代においては、Clear and imminent danger(明白かつ切迫した危険)がある時は言論の規制が許される、と訂正された。

「智場」記事一覧

# Product Accessibility for Disabled People

講師:ローレンス・スカヤデン  
(コンサルタント)

IT社会の到来に大きな期待が寄せられるなか、諸々の事情により、その恩恵を享受するのが難しい人々がいる。障害をもった人々による情報技術へのアクセス・活用についても、そのハードルは高く、多くの困難が伴うという現状があり、解決すべき課題は少なくない。ローレンス・スカヤデン氏は、自らも5歳のときに失明し、ハンディキャップをもつという立場を踏まえ、こうした課題の解決に向けて長年取り組んでいる。GLOCOMでは、去る2月5日、来日した同氏を迎え、GLOCOMコロキウムを開催した。同氏は1986年以来、リハビリテーション法の実効化に尽力するとともに、1991年にはNSF(全米科学財団)のディスアビリティ・イニシアチブの所長に招聘され、さらに最近では米国アクセス委員会の電子情報技術アクセス諮問委員会の委員長を務めるなど、この分野において非常に重要な役割を果たしてきた。

デジタルデバイドの問題に関しては、パソコンの利用や情報へのアクセスを図書館等の公共の場で提供する、といった取組みが語られることが多い。確かに"Accessibility"を確保することは重要であるが、それは利用できることは必ずしも同一のものではなく、アクセスだけでなく"Usability"を確保することこそ重要な意味があると氏は語る。そして、パソコンやインターネットは、健常者にとって有益なものであるが、それ以上に障害をもった人々の能力を拡大し、そうした人々の"Independence"を可能にし得るものであるという点の重要性を強調した。にもかかわらず、たとえば米国において、障害者のパソコン保有率は健常者の半分であり、インターネットの利用率においてはその4分1にとどまっているのが現実であるという。

こうした点を踏まえ、障害者の情報技術利用促進に向けて、これまでどのような取組みがなされてきたか、米国リハビリテーション法を中心に解説がなされた。障害をもつ人々の権利を扱う法律は過去にもみられたが、ITの重要性が社会的に認識されるようになったことを踏まえ、2001年に同法508条が修正された。これにより、二つの考え方、方向性が定まったという。すなわち、米国政府は、

1) 政府機関において障害をもつ職員が、職場の電子

情報技術を利用可能にすること、  
2) 障害をもつ国民が政府の情報にアクセス可能にすること、  
が義務づけられるというものである。これはあくまでも連邦政府のIT機器の調達やそのWebサイトに関する義務を規定するものであるが、連邦政府が世界有数のITユーザであることを考えると、IT関連業界の製品開発等に与える影響は非常に大きなものになると考えられる。同氏はこの法律が遵守されることにより、障害をもつ人々の権利が拡大されるのみならず、以下のような便益をもたらすであろうという。

第一に、これまで、情報技術の利用ができないために雇用機会を得ることができなかった人々も含め、より多くの人々に労働機会を与えることが可能になる。第二に、同法に基づく連邦政府による調達のみならず、国外の障害者、あるいは高齢者、一般の人々に対するものも含め、製品販売数の増加に寄与するという。障害をもつ人々は他国においても同様の割合で存在するし、障害をもつ人々が利用できるようにした製品は、高齢者や健常者にとっても利用しやすい製品となることが想定されるからである。そして、それらは一般的な製品の設計の改善にもつながり、より便利で使いやすい製品の供給へとつながるという。

このように米国リハビリテーション法508条は、重要な意味合いをもつ進歩をもたらしたが、障害をもつ人々が情報技術を活用し、さまざまな形で社会参加を実現していくにあたっては、まだまだ解決すべき課題は少なくない。最後に同氏が述べたように、さまざまな立場の人々が意見を交わしながら、時間をかけて取り組んでいくことが重要であろう。

花井靖之(GLOCOM主任研究員)

「智場」記事一覧

# ワシントンD.C.の食事情

土屋大洋 GLOCOM主任研究員/ジョージワシントン大学サイバースペース政策研究所訪問研究員

以前にも書いたが、ワシントンD.C.はどちらかという田舎っぽい。もちろんアメリカの首都なのだが、東京や北京と比べると人口も面積もとても小さい。

ワシントンD.C.が他の首都とさらに違うのは、経済活動の規模が小さいということである。東京は日本の政治活動の拠点でもあり、経済活動の拠点でもある。さらには文化の拠点とも言っている。したがって、いろいろな職業、立場の人が混ざり合って住んでいる。

しかし、ワシントンに住んでいる人には、大雑把に言うと三つのグループしかない。第一のグループは政治にかかわる人たちである。政治家とそのスタッフ、政府機関で働く人々、政府にアイデアを提供するシンクタンクや大学、その予備軍としてのインターンや学生である。こうした人々はアメリカ全土からやってくるエリートにほかならない。

第二のグループは、第一のグループにサービスを提供する人たちである。アパートやホテル、レストラン、商店で働く人たちや、ビルの清掃・メンテナンスに従事する人々である。このグループでは、圧倒的にスペイン語を話す人が多い。もちろん英語を話せる人もいるが、彼らの間の会話ではスペイン語になる。

この二つのグループに彩りを添えているのが、第三のグループ、つまり外国人である。世界各国からの大使やそのスタッフはもちろん、留学生や観光客もいる。

そうした人々のニーズに応えるべく、外国料理のレストランも数多い。イタリア料理、フランス料理、中華料理などの定番はもちろん、アフガニスタン料理、ギリシャ料理、ベトナム料理、インド料理、レバノン料理などもある。

「SUSHI」はすでに市民権を獲得していて、いろいろなところにある。中華料理のレストランの中に、握り寿司のカウンターがあることもある。ただし、本格的な日本料理店に行かない限り、質はそれほど高くない。私が所属するジョージ・ワシントン大学の学生が、「ジョージ・ワシントン大学のカフェのSUSHIはワシントンで一番だ」というので言ってみると、カリフォルニア・ロール(アボガドととびこの巻物)ばかりだった。本当の寿司がどういうものか知らない人も多い。

日本料理の食材は、ちょっと高い日本食材店に行くか、韓国食材店に行けば手に入る。韓国食材店はなぜか幅を利かせていて、そこかしこにある。5年間アメリカに滞在している友人の分析によると、韓国の人々は韓国料理以外の料理を食べたがらないからではないか、ということだ。ともかく、韓国食材店に行けば新鮮なネギや白菜などのほか、日本語がプリントされたあらゆるものが手に入る。

しかし、近所のスーパーや韓国食材店でも手に入りにくいのが新鮮な魚だ。見たことがない魚や、どう見ても目がよんでいる魚しか置いていないことが多い。テラピアというピラニアのような魚や、サーモン、コイなどがよく置かれている。

新鮮な魚介類がどうしても欲しくなったときは、ポトマック川沿いのフィッシュ・マーケットに出かけることにしている。ここには比較的新鮮な魚介類が山ほど積まれていて、若干安い。魚はどうか大西洋からポトマック川をさかのぼって運ばれてくるようだ。名物のブルー・クラブや牡蠣、海老、巨大なアサリやロブスターが手に入る。サメの半身がどんと置いてあることもある。牡蠣は殻付きで50個20ドル(約1,300円)である。

ここでブルー・クラブを買う時は、半ダースや1ダース単位で買うのだが、帰宅して袋を開けてみるといつも必ず5割増しぐらいに入っている。アメリカ人のいい加減さもこういうときはいいものだと思う。



# 『テレコズム』

ジョージ・ギルダール 著

講師:公文俊平  
(GLOCOM所長)

2002年1月31日、公文俊平GLOCOM所長を講師に、掲題のテーマについてi-civil研究会 / IECP 合同読書会が行われた。著者であるジョージ・ギルダールは、1989年に『マイクロコズム』(邦訳は『未来の覇者』)でマイクロコンピュータの世界を描き、11年を経た2000年に、今回とりあげた著作『テレコズム』(公文俊平解説)によって、光通信による帯域の爆発を描いた。公文所長は、1992年に著者と出会って以来、彼の説く「砂とガラスと空気の革命」による新しい情報化の時代に関心を持ってきた。公文所長による講演の概略は、以下のようなものであった。

## 1. 豊富性と稀少性

豊富な資源を浪費し、稀少な資源を節約するのが経済原則である。経済学者は稀少性に関心を持つが、むしろ、おのおのの時代の豊富性を上手に浪費し、活用することに注目したい。すなわち、第二次産業革命はエネルギーの浪費であったのに対し、第三次産業革命の第一局面であるコンピュータの時代は、コンピューティング・パワーを浪費する時代である。動作は遅いが多数のスイッチを微小化して高密度で並列させるという "Small and Slow" 戦略である。しかし、この10年の半導体の進歩は、電磁波にも速度の限界があり、光速をもってしても、クロックパルスがチップの端まで到達することができなくなっており、シングルチップ化やコンテンツ分散の方向に向かわざるを得なくなってきた。遅延 (Latency) が大敵となってきたのである。

## 2. テレコズムの時代

第三次産業革命の第二局面として登場するテレコズムの時代に、最も豊富にあるのは「電磁波」

である。従来の狭帯域高出力による帯域占有型から、スペクトル拡散に代表されるような広帯域低出力による多重化という "Wide and Weak" が新たな解決となり、周波数の稀少性は最終的に消滅する。もう一つの技術革新は、貯域 (Storewidth) コストの急低下である。個々の端末は巨大な貯域を持ち、ネットワークの縁からさまざまなデータをダウンロードして、一時的な貯域や処理を行う NAS (Network Access Storage) 型のスチュピッド端末になっていく。今日の最大の稀少資源は「時間」である。光速の限界に対しては、むしろ処理を減らし、平均17ホップもあるスイッチの処理を減らした「ダムネットワーク」型のアーキテクチャを採用することが対処法となる。これを具現するネットワーク・インフラは、インテリジェンスと制御装置を縁においたイーサネットのLANであり、これは有線無線の両面で光化し (Fiber and Fiberless Optics) 同時にWANとして相互接続していく。

## 3. この本の議論の延長

「時間」の稀少性には、もう一つの重要な要因がある。それはわれわれの生活時間であり、われわれの寿命である。今まで行政も企業も、消費者の時間は自分たちの外にあるものとして大切にできなかった。人々に行列を作らせてはならないし、たいして意味のない広告 (ADs) はマイナスである。

これからの牽引者であるスマートピープル (智民) にとって、最大のグループユーティリティとなるのが、GFN (Group Forming Network) であり、そのためのインフラが自律分散協調型の全光ネットワークにほかならない。そして自前のネットワークを作って、自作のコンテンツを共有してコミュニケーションとコラボレーションを行い、ビジネスの役割はこれらの活動を支援することになる。個人は、単独

だけではなくグループといういわばファイヤウォールの中に拠点を持ち、外の世界と交流する。この本が出版されてから通信不況は本格化 ("Permacession" = Permanent Recession) してきたが、この背景として、既存通信業者がこの新しいインフラにあまり目を向けてこなかった点がある。中長期の投資縮退傾向のなかで、米国の情報通信政策は、ブロードバンドで先行する韓国、カナダに再び追いつき、また、日本のe-Japan戦略への関心を示すなど政策転換の兆しが見られる。

#### 4. 会場からの主な意見・質問

会場からは、以下のような意見や質問が出された。

- ・ 消費者の時間は貴重な財である。好きなことに使いたい。DIY( Do It Yourself )の時代も結局、選択肢を増やす意味で、パッケージ商品を作ってきた。ダムネットワークは小さな政府と同じ発想である。
- ・ "Prosumer"( Producer + Consumer )社会のキーワードは、生活者参加型消費社会である。企業も顧客の声を聞いて商品開発をするようになった。ダムネットワークは、メディア論としては賛成である。日本はブロードバンド化では、まず、韓国にキャッチアップしてやっていくべきだ。
- ・ カナダは日本より10年先行している。e-Japanは、国策としてFTTH( Fiber To The Home )で世界一を目指すべきである。インフラをしっかり作れば、日本には絵( アニメなど )に対するクリエイティビティがあり、質の高いコンテンツが地域から生まれてくる。
- ・ 新たなネットワークが出現するなかで、銅線やネットワークTVなどの膨大なSunkcostを抱えた通信メガキャリアやCATV放送の運命はどうなるか。株式会社組織も、東インド会社以来あまり変化していない。新しいインフラは今までの投資と異質なのは？ FTTH は国家にとって最後の投資なのか？ 米国を抜くインフラを持つことに意味はあるのか？ 金融分野などにおける国際競争力では、制度の構築力や言語力で彼我の差は大きい。
- ・ 日本の金融工学の力は米国の1/10だ。合併しても統合のメリットは出ていない。
- ・ 何をもって世界一なのか。今の延長線上にグローバルなビジネスモデルが出てくるか疑問だ。カナダはむしろグローバル( Glocal )なビジネスモデルを追求している。日本は高齢化社会で、グローバルなビジネスモデルができればそれが世界一になり得る。グローバルなビジネスモデルは、バイオなど、まさに国家戦略の課題だ。
- ・ 日本は、直接金融と間接金融の比率がおおよそ15対85だが、米国はこの逆だ。日本の銀行は高度成長時代から、大蔵・通産省に対して「右倣え」の依存体質で、これが今日の不良債権を招いた。
- ・ 銀行向けのシステムの開発は、横並び意識が非常に強い。
- ・ LAN/WANの世界は明確に異なる。LANは知っている者同士の通信だが、WANは見知らぬ人が対象なので遅延や伝送エラーなど手順が必要となる。キャリアの考えるネットワークはWANのことである。本書はこれがすべてLANになるという説である。しかしこのLANは、世界の60億人をつなぐようなユニバーサル・サービスである必要はない。必要とする範囲を太東( ふとたば )でつなげばよい。
- ・ 問題設定が正しくないと良いものできない。モバイルでは音声という明確な目標があったが、4G( 第4世代移動通信 )の開発では明確な目標設定がないのでは。開発はインターネットプロトコルのように、必要に応じて必要なものという方式で、多様性を包含すべきである。
- ・ 国や都市の概念がなくなるのかもしれない。そうになると、ダムネットワークのコスト負担はどうなるのか。DIYは時間を自分のために使うことだが、その場合、個人とグループの境界はどう作られるのか。これらのライフスタイルは、実際に壮大な実験をしてみないとわからない。
- ・ ブロードバンドのキラーアプリケーションが見えない。ブロードバンドは供給過剰で、まだ需要が出ていない状態なのか。ブロードバンドになった

ら何が価値なのかについて、過去10年間もまだ答えを出していない。現在の貨幣価値では測ることのできないエコマネー的価値なのか。

- ・ 米国と韓国間のトラフィックが逆転した。米国内の韓国系の人たちが、韓国のTVをインターネットで見ているから。ブロードバンドのアプリケーションは現在の生活の延長上にある。日本語の環境で生活しているわれわれは、日本語の上に知の共有システムを作るべきだ。国立公文書館もこれまではマイクロフィルム化だったが、最近ようやくデジタルライブラリ化に目が向いてきた。
- ・ ADSLと光とは似て非なるものだ。韓国はものすごい投資をしてADSLを普及させてきた。これからどうやって光化を進めるのか深刻な議論になっている。ブロードバンドの普及によって、今後の政治体制として議会制民主主義はどうなるのか？
- ・ e-Japanは夢のある話ではない。今は不況の時代で失業者が多いので、生産性を上げるよ先、むしろ無駄なことも正しいという説もある。ITの市場予測は、現在6兆円だが、2010年には10兆円(楽観論)あるいは2兆円(悲観論)の両論がある。ジャブジャブとした通信環境の中からキラアアプリケーションが出てくるかもしれない。
- ・ 最先端の分譲マンションは100世帯当たり1Gの回線を引いている。その次が100Mの回線で、いずれも月額2,000円程度である。過去1年以内の、しかも都市部のマンションの約8万世帯に限られる。また、電話回線が光ファイバであることがADSL利用のネックとなっている。なお、現在のキラアプリケーションは速度測定サイトである。
- ・ 日本のブロードバンドは、むしろ地域格差を拡大している。端的には大手町中心の数kmの範囲だ。
- ・ コンピュータの本質は人手を必要としないことだ。デジタルデバイドの問題もあり、皆がハッピーということはあり得ない。(若者にはそう見えないかもしれないが)未来は悲観的だ。
- ・ 本日の議論には数字がない。過去のインフラが

どの程度年率コストダウンしたかについては、鉄道2.7%、電力7.0%、コンピュータ7.9%だが、通信は百万倍も容量が増大し、コモディティ化した。これからのボトルネックはむしろPCで、2Gbpsは処理できない。

- ・ IT産業で飯が食えるのかの具体論がない。コンピュータの本質は人手をいらなくすることだ。デジタルデバイドの問題もあり、皆がハッピーになる社会は来ないのではないか。日本も破滅に向かっており、金持ちから資産税を取れとの意見もある。
- ・ ギルダールの2冊の本の間の10年間の変化に驚いている。電子も光子も、エネルギー問題抜きには考えられない。さらに、超長期的には、隕石落下や太陽の膨張など、あらゆる情報が消える運命については悲観論にならざるを得ない。あまりにも速い変化は人間を狂わせないか。

## 5. 公文所長からのコメント

これらの意見に対し、公文所長は「会場から多様なご意見をいただき、非常に参考になった。これからはi-civilなどメーリングリストでさらに議論を続けて欲しい」として、次のようにコメントした。

- ・ 第一点は、急速な技術開発が進み、投資の回収ができなくなり、営利ビジネスの頂点の時期は過ぎたのかという点。その対応策としては政治力がある。なぜ、10年前にインターネットを、政治力を使ってつぶしておかなかったのかという議論もあろう。これからはビジネスの意味をもっと拡大し、そこそこ営利ができ、そこそこ生活できるというビジネスモデルになるのだろうか。
- ・ 第二点は、全体として大きなLANができ、公衆がいなくなる。都市は巨大な田舎となり、気心の知れたもの以外、たとえばテロリストなどは邪魔者扱いとなる。部分的にグループが作られ、安全だが寂しい社会となる。都市の持っていた匿名性や面白さはなくなり、大衆相手のビジネスも退潮するのではないか。
- ・ 第三点は、情報社会の未来のイメージを探しているが、まだ感激するようなものはない。われわれ

れは車社会やTV社会を経験したが、それで何が変わったのか。同じように、ブロードバンドで未来イメージがどう変わるか考える必要がある。

- ・ Rent( 超過利潤 )による利潤確保には技術・独占・政治力とあり使っていけないものはない。政治的に独占はいけないなどと言われると、やりにくくなるだけだ。また公社へ戻せの議論も出てくるかもしれない。なお、未来を希望的に見るか悲観的に見るかについては、余命との関連がありそう。老年になると内面的になる傾向がある。
- ・ マルクスの資本論に、「資本主義は身体中の汚辱にまみれて誕生したが、すごいことをやった」というような表現があるが、情報社会も産業社会と同様に、あらゆる汚辱と同時に強烈な面白さを伴っていると言えよう。希望について語ることのできる範囲は短期的でしかないのであって、あまり長期的に考えると地球の消滅云々という話にもなりかねない。

小林寛三( GLOCOMフェロー )

「智場」記事一覧



ワシントンD.C.から北へボルチモアまで続くボルチモア・ワシントン・パークウェイ。パークウェイとは「両側や中央分離帯に樹木や芝生を植えた大通り」という意味で、一種の高速道路のような作りだ。秋には紅葉で美しいこの道を20分ほど走ると、カレッジ・パークの出口に着く。ここから一般道を10分弱走ったところにメリーランド大学はある。

メリーランド大学は広大な敷地を持つ州立の総合大学で、キャンパス内にあらゆる施設が揃っている。キャンパスの中心にあるモール(木陰のある遊歩道の意)は学生の憩いの場だ。キャンパス内の建物は赤い煉瓦と白い縁取りで統一されている。

モールに面するタイディングス・ホールという建物の一階東部分を占めるのが、国際開発紛争管理センター(CIDCM)のオフィスである。所長のアーネスト・ウィルソン教授は、国際政治経済学やアフリカ政治などを専門とするが、情報通信と国際関係についても研究を行っている。ウィルソン教授はGLOCOMフェローでもある。

この日、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科の大学院生たちがウィルソン教授を訪問し、途上国に対する情報技術(IT)支援に関するインタビューを行った。

ウィルソン教授は、アメリカ政府のDOTフォースに関する諮問委員会のメンバーも務めている。DOTフォースとは、2000年のG8九州・沖縄サミットにおけるIT憲章を受けて成立したタスク・フォースである。G8各国から政府代表、民間企業代表、NPO代表が参加するほか、



## 今月のビデオ

# 途上国のデジタル・デバイド解消に向けた日本のイニシアチブ

アーネスト・ウィルソン教授 (GLOCOM フェロー) インタビュー

土屋大洋

(GLOCOM主任研究員 / ジョージ・ワシントン大学サイバースペース政策研究所訪問研究員)



国際機関やいくつかの途上国の代表も参加し、課題解決に向けた議論を行っている(ちなみに公文俊平GLOCOM所長は日本のNPO代表であり、会津泉、アダム・ピーク両GLOCOM主幹研究員と共に積極的に議論に参加している)。

ウィルソン教授は、DOTフォースの重要性は、政府代表、民間企業代表、NPO代表が揃って参加したことにあると指摘する。これまで国際問題を議論する枠組みは政府間において設定されてきた。しかし、ITの世界は民間部門の役割が重要であり、さらにはNPOの役割も重要になりつつある。この三者は一国内では実りある対話がしにくい。しかし、国際的な舞台上に三者を同時に引っ張り出したことで、問題解決の可能性が高まったと評価する。

さらに、「ITが重要なのだ」ということを日本政府が世界に宣言したことは、各国政府の考えを改めるのに大きな貢献をしたという。加えて日本独自の途上国IT支援(150億ドル)を発表したことによって、各国政府も何かをしなくてはならないと考えるようになってきている。

しかし、ウィルソン教授にとっての謎は、「なぜ日本がこのようなことを言い出したのか」ということだという。日本はNPOやNGOを支援する文化がないと思っていたのに、突然このようなことを言い出した理由は何なのか、それをぜひ明らかにしてほしい、と若い研究者の卵たちに宿題を出した。

この宿題は彼らだけに向けられたものではない。われわれはこれにどう答えるのだろうか。日本が世界に新しいアジェンダを提示した。では、次に日本は何をしようとしているのだろうか。

DOTフォースのホームページ<<http://www.dotforce.org/>>  
DOTフォースNPO日本委員会のホームページ  
<<http://www.glocom.ac.jp/dotforce/>>

ビデオをご覧になりたい方は下記URLへ  
<http://www.glocom.ac.jp/top/publication.j.html>



## 平成13年度 第四回研究協力委員会開催

平成13年度最後の研究協力委員会が、平成14年2月21日に、恒例の通り銀行倶楽部において行われました。今回は、公文所長が「米国産業界が迫る通信政策の転換～争点は“ブロードバンド”～」というテーマで発表を行いました。

米国におけるブロードバンド展開の遅れが産業界で強く意識された結果、強力なブロードバンド推進の政策的対応が求められている現状、日本に対してもe-Japanの成り行きと日本発不況の恐れという二面からの脅威論が起こっている事実、米国の電気通信産業界に広まりつつある暗黒時代への恐れ、打開策の可能性などが、最新の論文やデータに基づき紹介され、公文所長の分析と示唆が開陳されました。

質疑応答、議論においては、IT分野への取り組みが不況打開策に役立つ可能性、教育への情報通信技術の応用の重大性、世界のマイナー言語のための統一フォント開発努力の評価などをめぐって活発な議論が行われました。

なお、平成14年度の研究協力委員会は、以下の日程で開催する予定です。

- 第一回 平成14年 5月16日(木)
- 第二回 平成14年 8月27日(火)
- 第三回 平成14年11月14日(木)
- 第四回 平成15年 2月 6日(木)

いずれも10:00～13:00、銀行倶楽部にて。

### 国際情報発信プラットフォーム (www.glocom.org)

2002年2月の活動は以下の通りです。

#### [論文]

- 1) 小林陽太郎 富士ゼロックス会長 (2月7日)  
"New Trends in Global Communications"  
(時論「新しい国際交流」日本経済新聞1月12日付の英訳)
- 2) 草刈隆郎 日本郵船社長(2月14日)

"Requests for Drastic Regulatory Reforms"

- 3) 青木昌彦 スタンフォード大学教授; 公文俊平 GLOCOM 所長 (2月28日)

"Institutional Change and the IT Revolution"

(GLOCOM「パンフレット」制度の揺らぎと情報革命」の英訳)

#### [討論]

- 1) J. Sean Curtin (2月6日)  
"Further Comment on Makiko Tanaka's Dismissal"
- 2) Daniel Dolan (2月6日)  
"Tanaka Dismissal: Not Only Gender"
- 3) GLOCOM Forum Session Ⅲ (2月7日)  
"The Future of Info-telecommunication Networks"
- 4) Atsuo Mihara (2月7日)  
"Comment on Tanaka and Koizumi"
- 5) Richard Katz (2月12日)  
"Comment on Forbes' Alarmist Article"
- 6) Takahiro Miyao (2月13日)  
"Comment on Katz's Oped"
- 7) Atsuo Mihara (2月19日)  
"Comment on Deflation Discussions"
- 8) Hiroshi Tachibana (2月20日)  
"Proposal for a New Communications Law to Promote IT Revolution"
- 9) Koichiro Hayashi (2月21日)  
"Comment on the Tachibana Paper"

#### [メディア・レビュー]

- News Review (Hitoshi Urabe)
- 1) Koizumi Quotes Hirohito Snow Job (2月6日)
  - 2) Gov't Does Not Want Foreign Capital in Snow Brand (2月7日)
  - 3) Japan Ready For Share-Buying Spree (2月13日)
  - 4) Parties Agree to 2003 Medical Fee Increase (2月14日)
  - 5) Laura Bush Reads at Japan School (2月19日)
  - 6) Bush, Koizumi Raise Support For Each Other (2月21日)
- Weekly Review (John deBore)
- 1) Reforms Thrown Out with Tanaka? (2月4日)
  - 2) How Big of a Risk is Japan to the World Economy? (2月12日)
  - 3) Bush's Words of Support for

Koizumi Resound Hollow (2月19日)  
[テクノロジー・レビュー]

Japan Technology Review (Hajime Yamada)

- 1) Recent Trends in Technology-Driven Companies - Part 7 (2月4日)

- 2) Recent Trends in Technology-Driven Companies - Part 8 (2月12日)

- 3) Progress of the Creation of STKP - Part 1 (2月19日)

Technology News  
Summary of Joint Research on Third and Fourth Generation Mobile Communications Systems (2月14日)

#### [スペシャル・トピックス]

- 1) Yoshitsugu Hiwatari "The Mission of Dokachin" (2月6日)
- 2) Abstract: Edward Jones "The Knowledge Creating Classroom" (2月14日)
- 3) ATIP Report Abstracts 2001: Part Ⅰ (2月19日)

#### [書評と雑誌紹介]

Book Reviews:

- 1) Craig Freedman ed. "Economic Reform in Japan" (2月12日)
- 2) C. H. Kwan "Yen Bloc" (2月18日)
- 3) Bai Gao "Japan's Economic Dilemma" (2月25日)

Journal Abstracts:

- 1) Information, Communication & Society, Vol. 2, Vol. 4 (2月14日)
- 2) Information, Communication & Society, Vol. 3, Vol. 1 (2月18日)
- 3) Information, Communication & Society, Vol. 3, Vol. 2 (2月20日)
- 4) Information, Communication & Society, Vol. 3, Vol. 3 (2月25日)

#### [ニュースレター(日本語)]

「月報・日本からの発信!」3月号発行 (2月18日)

この他、「Japan in the News(海外ニュース紹介)」などが掲載されています。ご意見やご感想がありましたら下記までお寄せ下さい。

宮尾尊弘(GLOCOM教授):  
miyao@glocom.ac.jp

GLOCOM『智場』No. 74

---

発行 : 学校法人 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
〒106-0032 東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木  
Tel. 03-5411-6677 Fax. 03-5412-7111

発行人 : 公文俊平

発行日 : 2002年3月1日

制作 : 『智場』編集チーム

小島安紀子

濱田美智子

田熊 啓

浅野 眞

